

市谷議員 要望項目一覧

令和2年度当初予算分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>【安倍政権のあり方・憲法・平和・基地問題】</p> <p>①桜を見る会疑惑、I R関連での現職国会議員の逮捕など、安倍政権や政権与党内での政治の私物化が目に見え、森友・加計学園問題も含めて、徹底的に事態を解明するよう求めること。</p>	<p>桜を見る会、I R関連での国会議員逮捕及び森友・加計学園問題については、いずれも国又は司法の場において事態の解明・見直しが行われるものと認識している。</p>
<p>②米国トランプ政権がイランの司令官を空爆で殺害し、軍事による応酬が始まり、緊張感が高まっている。国連憲章違反の軍事力行使であり、抗議するよう求めること。米国政府及びイラン政府に対し軍事的対応をエスカレートさせないことや、軍事的衝突のきっかけとなったイラン核合意に米国は復帰するよう求めること。中東への自衛隊派遣をやめるよう日本政府に求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国会、政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>
<p>③安倍総理は、国民が望んでもいないのに、2020年度中の憲法改定案の提出を狙っている。現行憲法の堅持を求めること。</p>	<p>憲法そのものに改正についての規定が置かれており、国会議員の3分の2以上の賛成による発議に基づき国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の間で幅広い議論が行われるべきものであり、改正の提案そのものをしないよう求めることは考えていない。</p>
<p>④自衛隊を海外で戦争させる安保関連法の廃止、集団的自衛隊容認の閣議決定の撤回を求めること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国会、政府において責任を持って対応されるべきものである。</p>
<p>⑤自衛隊美保基地への新型空中給油機の配備に反対すること。C2輸送機の部品落下事故が続いており、少なくとも原因解明と再発防止策がとられるまで飛行を中止するよう求めること。</p>	<p>空中給油機の配備にあたっては、国から改めて協議がなされる予定であり、安全面や環境面での検証等を十分に行い、地元や県議会にも相談させていただいた上で判断することとしている。</p> <p>昨年12月11日に確認されたC2輸送機の部品落下については、同月12日に美保基地に対して厳重に抗議したところであるが、点検の手順・回数の見直しや今後対策が講じられるまでの部品落下に繋がる恐れのある飛行中のランプ扉の開閉訓練の中止等の説明を受けていることから、飛行中止を求めることは考えていない。</p>
<p>⑥民意を無視し、軟弱地盤で技術的にも行き詰まっている沖縄辺野古への新基地建設に反対し、世界一危険な普天間基地の無条件撤去を求めること。</p>	<p>外交防衛のあり方として、国会、政府において国民的議論を行い、沖縄県とも十分議論を尽くした上で検討すべき課題である。</p>
<p>⑦鳥取県内で、米軍機の低空飛行訓練やオスプレイの飛行が繰り返し目撃されている。これら飛行訓練の中止を求めること。危険な状態を把握するため、飛行ルートや飛行予定を明らかにするよう求め、騒音測定器や監視カメラを設置すること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練については、市町村と協力した監視体制を継続し、今後も引き続き、目撃情報の都度、適切な措置を求めていくとともに、国に対し、住民生活に影響の大きい訓練やオスプレイの飛行訓練に関する事前の情報提供、騒音測定器の設置等を要望していく。</p>
<p>⑧日米地位協定は、米軍に国内法が適用されず、訓練・演習の規制もできず、事故の際の捜索権もないなど、不平等な協定である。それら抜本的改正を全国知事会が求めているが、鳥取県としても求めること。</p>	<p>日米地位協定の見直しに係る全国知事会の提言については、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるように全会一致で採択し提言したものであり、改めて表明することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑨唯一の戦争被爆国政府として、核兵器禁止条約に署名するよう政府に求めること。	核兵器禁止条約批准という、外交防衛上の事項は国の専権事項であり、国としての考え方の中で最終的に行動されるべきものである。
⑩日韓関係の解決のため、日韓両政府が、徴用工などの被害者の尊厳と名誉を回復する立場で冷静で真剣な話し合いの努力をするよう求めること。また岩美町荒金鉾山で生き埋めとなっている朝鮮人とその家族の遺骨が帰国できるよう、政府に働きかけを続けること。	国と国との関係は政府が責任をもって対応すべき事項であることから、政府に求めることは考えていない。 また、岩美町荒金鉾山で生き埋めになっている朝鮮人の遺骨収集及び遺族への返還については、今後も粘り強く国へ働き掛けていく。
⑪北朝鮮拉致被害者救出のため、拉致問題も含めた日朝間の諸問題を、平和的かつ包括的な話し合いで、解決の道を開くよう求めること。	国に対しては機会をとらえて松本京子さんを始めとする拉致被害者全員の即時帰国実現のため、日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉も見据え、あらゆる手段を尽くし、具体的行動を起こすよう強く要望している。
【税制・金融】 ①消費税10%増税で景気はますます冷え込んでいる。そもそも消費税8%の段階から、景気低迷が続いており、景気悪化を招いてきた原因である消費税をまず5%に引き下げよう求めること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。
②2023年10月から実施予定のインボイス（適格請求書）制度は、中小業者にとって実務負担や、導入に伴う新たな経費負担が増え、インボイスが発行できない事業者や免税業者が取引から排除される恐れがある。インボイス制度の導入中止を求めること。	複数税率の制度下における適正な税務経理、申告を行う上でインボイスは必要不可欠なものであり、制度の廃止を求める考えはない。なお、影響は広範囲にわたることから、導入において事業者の混乱を招かないよう4年の経過措置期間に丁寧な周知を行うよう、知事会等を通じて国に要望している。
③医療には「ゼロ税率」を適用し、医薬品などにかかった消費税が還元されるしくみをつくるよう求めること。	平成31年度与党税制改正大綱において、「診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくことが望まれる。」として、国においては診療報酬の見直しによって解決を図ることとされたことから、税制を見直す要望は考えていない。なお、令和元年10月に報酬改定が行われたところだが、医療機関における仕入税額の負担に対する診療報酬での補てん状況を継続的に調査し、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を考慮した上で、必要な対策を講じるよう要望を行う。
④大企業などを優遇する、研究開発減税、納税連結制度、受取配当益金不算入制度などの抜本の見直しを求め、大企業に収益に応じた税負担を求めること。	それぞれの制度は、次のような目的で導入されており、大企業を優遇するためのものではないと認識していることから、見直しを求めることは考えていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制 企業の研究開発のための投資の促進による成長力、国際競争力の強化 ・連結納税制度 企業集団を一つの課税単位とすることによる実態に即した適正課税の実現、組織再編の促進 ・受取配当益不算入制度 支払配当には法人税が課されることから、受取配当への二重課税防止
⑤多額の為替取引に対して、低率で課税する「為替取引税」を創設するよう求めること。	為替取引税について、目的や概要など意図するところをよく認知していないが、為替取引等により得た所得については既に課税されているところである。

要望項目	左に対する対応方針等
⑥消費税免税点を、少なくとも年間売り上げ3000万円から1000万円にもどすよう求めること。	消費税免税点制度は、中小事業者の事務負担軽減等の観点から、消費税創設時から設けられている特例措置であるが、免税事業者が全体の6割を占めている当時の状況から、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかという国民の不信感を解消し、消費税に関する国民の信頼性や制度の透明性を向上させるために平成15年度税制改正により免税点が引き下げられたものと認識しており、引上げを求めることは考えていない。
⑦富裕層の高額の株式配当に、所得税・住民税の最高税率を適用することや、引き下げられた所得税・住民税の最高税率を20%から引き下げ前の水準に引き上げを求めること。	個人所得課税については、課税の公平性や望ましい税収規模など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考えることから、制度の見直しを求めることは考えていない。 なお、令和2年度税制改正大綱において、「金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度の在り方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。」とされているところである。
⑧相続税・贈与税の最高税率は、55%から2003年の元の70%にもどすよう求めること。	国全体として所得再配分をどのような形でどれだけ行うのかに関わる議論であり、国政の場で議論されるべき問題と考える。 なお、相続税については、平成21年の税制抜本改革法によって格差の固定化の防止等の観点で税率構造等の見直し検討を行うこととされ、平成25年度税制改正で最高税率が55%に引き上げられたところである。
⑨富裕層の資産に対し、低率で毎年課税する新たな「富裕税」の創設を求めること。	国全体として所得再配分をどのような形でどれだけ行うのかに関わる議論であり、国政の場で議論されるべき問題と考える。 なお、富裕税についてはわが国で戦後まもなく制度化され、わずか3年で廃止された税目である。欧州でも1990年代までに多くの国で廃止されていると承知している。
⑩基礎控除を現行の38万円からヨーロッパなみの76万円に引き上げるよう求めること。	働き方の多様化による社会構造の変化に対応するため、個人の選択に中立的な税制の実現に向けた個人所得課税の見直しが現在、国において進められている。 平成30年度税制改正において、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を支援するため、給与所得控除や公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替える見直し（所得税基礎控除額38万円→48万円）が行われたところである。
⑪高齢者の公的年金等控除の最低保障額を120万円から元の140万円にもどすよう求めること。	少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の租税負担の公平性を確保する観点から措置されたものであり、制度の見直しを求めることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑫マイナンバー制度の適用拡大は、個人情報や民間企業にも管理させ、家族構成など重要な個人情報が流出する危険性がある。マイナンバー制度のこれ以上の適用拡大をやめ、制度そのものの廃止を求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、各種申請手続時に、これまで添付していた個人情報を含む書類を省略できるものであり、マイナンバー制度の適用拡大により、民間企業が管理する新たな個人情報が拡大するものではない。</p> <p>また、情報漏えいに対する対策については、制度面（罰則の強化、第三者機関による監視・監督の実施、番号利用時の本人確認の義務化など）とシステム面（個人情報の分散管理、インターネットからの完全分離など）の両面から個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じていることから、マイナンバー制度の廃止を国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑬事業用資産については、一定期間の事業の継承を条件に、相続税の減免制度を設けること。</p>	<p>経営承継円滑化法の改正（平成30年4月）により、今後5年以内に承継計画を提出し、10年以内（令和9年12月31日まで）に承継を行う非上場会社を対象として、株式等に係る相続税を全額猶予となる制度拡充が行われた。</p> <p>また、平成31年4月より、個人事業者の事業用資産の承継を行う場合、相続税が全額猶予されることとなった。</p> <p>県としてもこれらの制度の普及啓発を行っていく。</p>
<p>⑭中小企業をはじめ実態経済に貢献する金融への転換を確かなものとするため、「地域金融活性化条例」を制定すること。</p>	<p>金融機関の検査・監督は、国の専権事項であり、国は取引先の経営改善を実現した件数など地域経済への貢献度合を金融機関に公開するよう求めている。このことから、県として条例制定する考えはない。</p>
<p>⑮信用保証の「一般保証」と「セーフティネット保証」の一部に導入された部分保証を、全額保証にもどすこと。</p>	<p>部分保証は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対して適切な支援を行うことを目的として金融機関にも貸し手として責任ある立場を求めるため導入されたものであり、金融機関による経営支援への取組強化が期待できるなど、一概に問題があるものではないと考える。</p> <p>また、大規模な経済危機、災害等に際しては、100%保証の危機関連保証が平成30年4月に創設されたことから、著しい信用収縮が起きた際にも中小企業者の資金繰りに対応できると考える。</p>
<p>⑯銀行カードローンに年収1/3を超える貸付を禁じる「総量規制」を導入し、新たな多重債務を防止するよう求めること。</p>	<p>銀行カードローンに係る総量規制については、県として国に法令で規制するよう求めることは考えていない。</p>
<p>【労働・雇用・賃金】</p> <p>①最低賃金はただちに全国一律1000円に引き上げ、すみやかに1500円を目指し、そのためにも、国の中小企業賃上げ支援予算を抜本的に増額し、社会保険料の事業主部分を減免するよう求めること。県としても、固定費支援を行い、賃上げできる環境を整えること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。</p> <p>中小企業者に対する県の助成制度は、新事業展開や商品開発等による付加価値向上などを積極的に行う企業を支援するものであり、中小企業者の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②公契約条例を制定し、官製ワーキングプアをなくすこと。現在の県の下請単価保障・チェックのしくみは、トラックや委託も含めて行うようにすること。</p>	<p>労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況があること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。</p> <p>本県では、既に制度化している最低制限価格制度をしっかりと機能させ、適正な労働条件の確保等に取り組んでいく。</p> <p>県発注工事においては、国の公共事業労務費調査による設計労務単価を踏まえた適正価格での下請契約の締結等が促進されるよう、「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を策定し、その遵守を契約条件としている。</p> <p>この適用範囲は、入札契約適正化法の規定に基づいて提出された施工体制台帳で把握した建設工事の下請業者であり、トラック運送や業務委託に係る下請業者の契約単価調査は行っていない。</p> <p>ただし、この台帳への記載の有無にかかわらず、県発注工事に関する業者全般を対象とし、適正単価での下請契約と賃金水準の確保等について、関係団体等への文書通知や経営事項審査説明会等、あらゆる機会を通じて要請しているところであり、今後も、適正な契約等が確保されるよう引き続き広く周知徹底を図りたい。</p>
<p>③奨学金返済を助成する「未来人材育成基金」の対象を、とりわけ人手不足が激しい運輸・トラック、卸売業にも拡大し、人手不足・後継者不足解決の一助とすること。</p>	<p>未来人材育成基金は、各業界からの寄付と県の拠出により積み立てているものであり、対象業種の拡大については、当該業界の協力が必要である。</p>
<p>④8時間労働制を壊す高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の廃止を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していきたい。</p>
<p>⑤働き方改革法は、過労死ラインの月100時間の残業を認めており問題である。残業月45時間、年360時間を労働基準法に明記するよう求める事。知事部局や教職員も同様の残業規制とすること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していきたい。なお、県では、平成31年3月11日に連合鳥取・経営者協会・県の三者で「長時間労働是正に向けた共同宣言」を締結するとともに、事業者からの相談内容に応じた専門家派遣、普及啓発セミナーの実施、労働環境整備等に対する融資・補助制度等、県内事業者の働き方改革に資する施策を展開しており、長時間労働是正に向けた取組を促進していく。</p> <p>知事部局においては、人事委員会規則に基づき、原則として時間外勤務の上限を月45時間、年360時間としている。また、上限を超える時間外勤務を認める部署についても、選挙や児童虐待の緊急対応を行う部署等、必要最小限の範囲としている。</p> <p>教職員に関しては、平成31年1月に文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、週休日の部活動指導等も含めた時間外業務の時間数に関して、月45時間及び年間360時間という上限の目安時間が示された。本県においても、各サービス監督権者において令和2年度からの適用に向けて上限方針を策定していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥仕事と仕事の間に連続11時間の休息时间（勤務間インターバル制度）の導入を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。なお、県では、事業者からの相談内容に応じた専門家派遣、普及啓発セミナーの実施、労働環境整備等に対する融資・補助制度等、県内事業者の働き方改革に資する施策を展開しており、勤務間インターバルの導入に向けた取組を促進していく。 ・働きやすい鳥取県づくり推進事業（働き方改革促進事業） 17,333千円
⑦サービス残業をなくすため、実働時間を正確に把握・記録し、本人だけでなく、本人同意があれば他の労働者や家族・知人も記録を閲覧できるようにし、記録がない場合や、サービス残業をした場合の罰則を強化するよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。
⑧求職者の求めに応じて、企業の採用数と離職数を情報開示するしくみを作るよう求めること。	企業の採用者数と離職者数については、新規就職する若者の早期離職を解消するため、平成28年の若者雇用促進法の改正により、新卒求人を行う企業に限定して、過去3年間の新卒採用者数・離職数などについて情報提供の義務を負わせたものである。 全ての企業に同様の情報提供の義務を課すべきか等は、国での政策議論を注視していきたい。
⑨企業立地補助金受け取り企業の中で、サービス残業、会社による有給休暇の決めつけ、求人票と違う働き方など、労働法制違反が起きていることが度々県民から指摘されている。雇用人数だけでなく、労働法制違反がないかどうか、点検事項に加えること。	労働法制に関して個々の企業を直接調査・指導できる権限を有しているのは労働基準監督署及び労働局であり、労働法制に関する事実確認等はこれらの機関の役割と考えている。 なお、企業立地事業補助金については、旧企業立地等事業助成条例の規定に基づき、書類送検をされる等により企業名が公表され、かつ明らかに事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められた場合は、当該企業に事実確認・調査の上、事業完了からの経過期間、違反の悪質性や是正状況・再発防止等を総合的に勘案して補助金返還の可否を判断することとしている。
⑩ハラスメントは、保護する対象を雇用されている労働者だけでなく、請負や委託、インターンや実習中、また職場だけでなく往復の通勤時や休憩や食事、イベント中なども対象とし、「ハラスメントを禁止」を明記する法律をつくるよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。
⑪最高裁の判決で確立している「整理解雇4要件」を法律に明記するよう求めること。	最高裁判例による「整理解雇4要件」を踏まえて現行の労働者契約法第16条の規定が定められていることから、法律への明記は国会において判断されるべきことと考える。
⑫事業所の閉鎖・移転・縮小の際に、自治体と協議する仕組み（リストラ・アセスメント制度）の創設を求めること。また鳥取県独自のしくみも構築すること。	事業所閉鎖等により相当数の離職者が発生する場合は、雇用対策法の規定により、事業主は「再就職援助計画」又は「大量雇用変動届」をハローワークに提出することとなっている。 なお、県としては、上記の提出の有無に関わらず、大量の離職者が発生することを把握した場合、事業主に対して直ちに実態を明らかにするよう求めるほか、緊急雇用対策会議を開催して労働局や商工団体等と情報共有し、離職者の再就職支援を実施するなど独自に取り組んでいるところであり、今後も引き続き同様の対応を取ることとしている。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑬労働者の使い捨てとなる労働者派遣法は、臨時的・一時的・上限1年とし、違反した場合は直接雇用するなど抜本改正し、派遣労働者を保護するしくみとなるように求めること。県庁や県警の受付は、県民の窓口として大切であり、派遣労働者ではなく県庁職員（直接雇い）で対応すること。</p>	<p>平成27年9月の労働者派遣法改正により、「派遣労働という働き方、及びその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とする」という考えに基づき、「すべての業務で派遣可能期間が原則3年を限度」に見直されたところであり、引き続き国の法改正の動向を注視していく。</p> <p>公共サービスの維持・向上を図りながら持続可能な行政体制とするためには、民間活力の導入が必要であり、県庁及び警察本部の受付業務についても、その一環として取り組んでいるところである。</p>
<p>⑭とりわけひどい男女間の賃金格差を是正するため、ILO条約の「同一価値労働・同一報酬」と均等待遇の原則を、労働基準法や男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法などに明記するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。</p>
<p>⑮ブラックバイトがいまだにはびこっている。高校生や大学生などの学生に、労働者の権利を学ぶ機会を保障すること。鳥取県労働委員会として、大学などへの出前学習会や相談会を行い、その役割を果たすこと。</p>	<p>県中小企業労働相談所「みなくる」が、高校・大学向けに「出前セミナー」を実施している。また、社会人としての心構えや労働基礎知識をハンドブック「THE社会人」としてまとめ、県内高校3年生全員へ配布し労働教育に活用している。</p> <p>・労働者福祉・相談事業 30,779千円</p> <p>労働委員会では、既に高校生・大学生等を対象とした出前講座を実施しており、引き続き実施し、労働教育・労使紛争の未然防止等に努める。</p>
<p>⑯一般労働者との賃金格差をなくすため、保育・介護・障がい福祉労働者の賃金を直ちに5万円アップするよう求め、県としても独自の賃金支援をすること。</p>	<p>国において、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、介護・障がい分野に従事する職員に対して、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とした報酬上の処遇改善加算制度が創設されており、県独自の加算制度の創設は考えていない。</p> <p>保育士の処遇改善については、国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算、1歳児加配保育士を中心とした正規職員単価での人件費を支援する県補助金を併せて活用するよう働きかけていくこととしており、県独自の賃金上乘せ支援は考えていない。</p>
<p>⑰いまだに残業が多く、監査委員会から県の事務の間違いが多く指摘されており、これ以上の県職員の削減はやめること。</p>	<p>人口減少社会を見据え、将来に向けて持続可能な行政体制とするためには、引き続き、業務のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、業務の効率化に努めることで機能的かつスリムな組織を構築していくことが必要であると考えている。</p>
<p>【年金制度】 ①「マクロ経済スライド」を廃止し、減らない年金とするよう求めること。</p>	<p>年金制度については、現在、将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう国において責任をもって検討されていることから、その状況を注視しているところであり、国に対する要望等は考えていない。</p>
<p>②高額所得者優遇の保険料を見直し、年金財源の収入を増やすよう求めること。</p>	<p>年金制度については、現在、将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう国において責任をもって検討されていることから、その状況を注視しているところであり、国に対する要望等は考えていない。</p>
<p>③約200兆円の巨額の年金積立金を年金給付に活用するよう求めること。</p>	<p>年金制度については、現在、将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう国において責任をもって検討されていることから、その状況を注視しているところであり、国に対する要望等は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④当面、基礎年金満額月6.5万円以下の低収入の年金生活者にも、一律月5000円の年金上乘せ支援をするよう求めること。また、全ての高齢者に月額5万円を保障する最低保障年金制度の創設を求めること。	年金制度については、現在、将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう国において責任をもって検討されていることから、その状況を注視しているところであり、国に対する要望等は考えていない。
⑤65歳以上の公的年金等控除の最低保障額を140万円に戻し、所得500万円以下の高齢者について老年者控除を復活するよう求めること。	少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の租税負担の公平性を確保する観点から措置されたものであり、制度の見直しを求めることは考えていない。
⑥介護保険料や後期高齢者医療保険料、住民税の年金天引きの強制をやめること。	介護保険料や後期高齢者医療保険料を年金から天引きする特別徴収は、徴収事務の負担軽減から国において判断されたものであり、制度変更を求めることは考えていない。
<p>【医療制度】</p> <p>①国民健康保険は、全国知事会が求める1兆円の公費負担、特別医療費助成に対する国減額措置廃止を実現するよう、引き続き国に求めること。県独自の財政支援で国保料を引き下げること。世帯収入にかかわらず徴収される国保料の「均等割」「平等割」、とりわけ子どもの「均等割」を廃止すること。生活困窮者への保険料減免制度をつくること。受療権を侵害する短期保険証や資格証明書の発行はやめること。国保法44条にもとづく窓口負担軽減制度が実効性あるものとなるよう対象拡大への支援を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の国保財政への支援の拡充については、これまでも機会あるごとに国に要望しており、今後も引き続き要望していく。また、特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置についても、引き続き機会があるごとに国へ全廃を要望していく。 ・県独自の財政支援については、県として既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担は考えていない。 ・保険料の賦課には受益に応じた負担も必要であり、県として応益割（均等割、平等割）の廃止を求めていくことは考えていない。しかし、子どもの均等割のあり方の見直しについては、県及び全国知事会を通して国に要望しており、国の検討状況を引き続き注視していく。 ・保険料の減免制度については、法定の低所得者に対する減免制度があり、新たな制度を創設することは考えていない。 ・短期被保険者証や資格証明書の交付は、適切に保険料を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村においては被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識している。 ・医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、特別な理由により、生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、県としては、さらなる認定対象の拡大を求めたり、支援することは考えていない。
②後期高齢者医療制度の窓口負担の1割から2割への引き上げや、保険料の特例軽減の廃止をやめるよう求めること。元の老人保険制度に戻し差別医療をやめるよう求めること。	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう検討されているものであり、国に対して見直しの中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、保険料の軽減特例は、後期高齢者医療制度の円滑な導入を図るため一時的に引き下げられているものであり、国に対して廃止の中止を求めることは考えていない。</p> <p>後期高齢者医療制度は、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度とするために必要な制度であると考えており、国に対して老人保健制度に戻すことを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
③公立・公的病院の再編統合の病院リストを撤回するよう、引き続きもとめること。「地域医療構想」は各病院の意向で運営し、病床転換や病床削減を強制しないこと。地域医療に関わる交付税や診療報酬の抜本的な増額を求めること。	公表以降様々な場で、厚生労働省に対して強く抗議しており、厚生労働省も病床転換や病床削減を強制するものではないとしている。 国と地方の協議の場等を通じて財政支援要望を行っており、令和2年度予算にて既存の確保基金の拡充及び新たな財政支援措置（新たなダウンサイジング支援及び地方財政措置）が行われた。 今後も引き続き地域の実情に応じた要望をしていきたい。
④国が絶対的に不足している医師を増やさないで偏在是正で対応しようとしているが、県医師確保計画は、そうした国の目標値ではなく、各病院の意向を計画に反映すること。鳥取大学の定員増・地域枠の継続を求めること。	鳥取県としては国が示した目標値を採用せず、医師確保に関する施策について医療関係者の意見を聞きながら、医師確保計画に盛り込んでいくこととしている。 県内医師数は不足しており、地域枠等の養成を含め、地域の実情に応じた効果的・具体的な医師確保対策ができるよう国に要望しており、引き続き要望していく。
⑤2002年度から2019年度で実質10.5%引き下げられた診療報酬をせめて元に戻すよう求めること。	診療報酬は、医療費の増大などに対応し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、適時必要な見直しが図られているものであり、国に対して改定の見直しを求めることは考えていない。
⑥中小企業やそこで働く労働者の協会けんぽの国庫補助を法定上限の20%に引き上げるよう求めること。	協会けんぽへの国の財政支援については、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、適時必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。
⑦高額療養費制度の所得区分を増やし、負担上限額を引き下げること。限度額の設定を月ごとから治療ごとに改めること。	高額療養費制度の持続可能性を高めるため、負担能力に応じた所得区分の変更については、適時必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。
⑧無料低額診療事業を推奨し、院外処方の薬代も対象にするよう国に求め、県として独自支援をすること。	無料低額診療制度は、国において医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。
⑨出産一時金の額を引き上げること。	出産育児一時金の額は、国において出産費用の状況や医療保険財政の状況を勘案して適時必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。
【介護・高齢者施策】 ①介護保険の国庫負担割合を引き上げるよう求めること。	介護保険制度は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されている。介護保険制度が、国民の共同連帯の理念に基づき創設された社会保険制度である以上、適切な役割分担の下、各市町村が給付と負担のバランスを考慮しつつ制度運営するのが基本であり、国に対し国庫負担率の引上げを求める考えはない。
②県独自に介護保険料や利用料の軽減制度を実施すること。	介護保険制度においては、低所得高齢者に対する介護保険料、利用料の軽減措置が設けられており、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、介護保険料の軽減措置が拡充されたところである。こうした軽減措置は、県も国、市町村とともに公費負担しており、県独自の支援制度創設は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>③高齢者が貧困化し、低年金でも入れる特別養護老人ホームは、待機者が多く、不足しており、抜本的に増設すること。要介護1・2を閉め出さないこと。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の施設整備については、保険者である市町村が、地域の実情に合わせて、給付と負担のバランスを考慮しながら決定することが基本であり、今後、市町村の意見を聞きながら検討していきたい。</p> <p>また、特別養護老人ホームの入所については、要介護1、2の者であっても居宅において日常生活を営むことが困難な場合、やむを得ない事由があると認められる者は特例入所が認められている。</p>
<p>④要支援1・2を介護保険制度に復活させるよう求め、市町村総合事業は、県として、事業報酬や利用料の支援などを行うこと。</p>	<p>要支援者については、総合事業において、従来と同様に介護専門職による予防給付（訪問介護・通所介護）相当のサービスが受けられる仕組みとなっており、要支援を保険給付に戻すよう求めることは考えていない。</p> <p>また、総合事業の財源に県や国も、市町村とともに公費負担しており、改めて支援を行うことは考えていない。</p>
<p>⑤全産業平均より月10万円も安い介護労働者の賃金を引き上げるよう求めること。</p>	<p>介護職員の賃金については、これまで国において介護報酬上の加算制度の創設・拡充により処遇改善が図られてきている。また、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士等に対して月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠とした新たな処遇改善加算制度が創設されたところであり、国へ賃金の引上げを求める考えはない。</p>
<p>⑥2015年から4.48%引き下げられた介護報酬を元に戻すよう求めること。</p>	<p>現在、国において、次期（2021年）介護報酬改定に向け、給付と負担のバランスを踏まえつつ、保険料、公費及び利用者負担について議論されているところであり、引き続き、国の動向を注視していきたい。</p>
<p>⑦利用者3人に1人という特養ホームの人員配置を、かさ上げできるよう県独自制度を創設すること。</p>	<p>特別養護老人ホームの職員配置については、介護保険施設の指定基準により、入所者3名に対して介護職員又は看護職員を1名以上配置することとされている。実際の職員配置は、介護報酬等で賄える範囲において、各特別養護老人ホームが決定する事項であり、県独自制度の創設は考えていない。</p>
<p>⑧ケアプランの有料化に反対すること。</p>	<p>ケアプラン作成等に係る有料化（自己負担導入）については、これまで社会保障審議会介護保険部会等において検討が重ねられてきたが、当面は現行制度が維持される見込みである。ケアプラン作成等に係る自己負担の在り方については、介護サービス利用に大きな影響を与える課題であることから、引き続き、国の動向を注視していきたい。</p>
<p>⑨低所得・高齢者・障がい者が住み慣れた町で暮らせるよう、家賃助成を充実させること。</p>	<p>民間賃貸住宅については、住宅セーフティネット法に基づき、低所得・高齢・障がい者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録する制度を設け、登録した住宅に対して県及び市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。</p> <p>現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市のみであるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などの機会を通じて働きかけを行っている。</p> <p>・住生活向上・安定化確保事業 10,918千円（うち家賃助成600千円）</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
⑩進んでいない「定期循環・随時対応訪問介護看護サービス」普及のための支援をすること。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療・介護ニーズの両方に対応しながら要介護高齢者の在宅生活を24時間365日支える仕組みとして、平成24年度に創設されたサービスである。定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定権限は市町村が有しているが、県としては、地域医療・介護総合確保基金を活用した整備費への支援等を通じて、市町村と連携しながら同サービスの普及に取り組んでいきたい。
⑪子ども食堂だけでなく、「高齢者食堂」への支援制度をつくり、高齢者の交流を支援すること。	高齢者の交流の場や通いの場づくりの支援については、市町村が主体となり、地域の実情に応じて実施しているところであり、県は情報提供や研修会の開催等により実施主体である市町村を支援している。
<p>【生活保護・貧困対策】</p> <p>①これまでの生活保護の削減を、もとの給付水準に戻すよう求めること。期末一時扶助、住宅扶助、冬期加算の減額を元にもどし、夏季加算の創設を求めること。「老齢加算」復活を求めること。生活保護は国民の権利であることを広報・周知すること。申請権の不可侵を法的に位置づけ、捕捉率の向上を図るよう求めること。</p>	<p>生活保護基準については、国民の消費動向や社会情勢を総合的に勘案して国が責任をもって設定するものであり、県として削減された部分を元に戻すよう求めることは考えていない。</p> <p>保護基準の具体化に当たっては、高度で専門的・技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであることから、国が責任をもって設定しているものであり、県として復活を求めることは考えていない。</p> <p>老齢加算については、社会保障審議会において検証した結果、70歳以上の高齢者について、老齢加算に見合う特別な需要があるとは認められないとの判断により廃止に至ったものであり、県として復活を求めることは考えていない。</p> <p>生活保護制度の周知については、「保護のしおり」を各福祉事務所の窓口に配架していただくなど周知に努めている。</p> <p>申請に基づいて保護を開始することは生活保護法で規定されており、相談者の申請権を侵害しないことについては国の通知で規定されていることから、さらに国に求めることは考えていない。</p>
②削減された母子加算や、0～2歳児の児童養育加算を復活・拡充するよう求めること。	母子加算及び0～2歳児の児童養育加算の削減については、生活保護基準部会において、子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証が行われた結果であり、県として反対することは考えていない。 <p>なお、児童養育加算については、平成30年に高校生まで拡充がなされている。</p>
③生活保護世帯のこどもが、世帯分離せず大学に進学できるようにすること。	生活保護の対象となる者を判断する基準は、国が責任をもって設定するものであり、国に対し要望することは考えていない。 <p>なお、大学生については、平成30年4月以降は自宅から通学する方の世帯について住宅扶助を減額しないこととなっている。</p>
④住宅が確保できなければ生活保護申請をさせないなどと言うことがないよう、市町村への指導・助言を徹底すること。	「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、相談を通じて、①真に急迫した状況を的確に把握し対応すること、②居住地がないことのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施すること、などが定められており、保護の実施要領に基づいた取扱いを適切に行うよう指導している。

要望項目	左に対する対応方針等
⑤生活保護世帯や低所得世帯のエアコン設置支援制度を恒久化すること。	個別世帯への助成については、まず各市町村において検討すべきものとする。
【ひきこもり対策】 ①全ての市町村がひきこもりの対策担当を明確にし、相談にのれる体制をつくること。専門性をもった相談員による訪問相談、アウトリーチの仕組みを構築すること。	市町村における体制の充実強化に向け、各圏域ごとに担当者連絡会を開催し情報共有を図るとともに、とっとりひきこもり生活支援センターの相談員によるアウトリーチも含めた市町村支援の体制を図っている。
②居場所作りの場を支援するしくみをつくること。	居場所づくりについては、ひきこもり対策事業など既存の国庫補助制度があることから、新たな仕組みづくりは考えていない。
【子ども・子育て・教育・若者】 ①憲法の義務教育無償の原則にたち、小中学校での副教材費、制服、修学旅行積立金、学校給食を無償化できるよう支援すること。就学援助に対し県が支援すること。	義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされており、市町村が行う要保護者への就学援助に対して国庫補助が行われているため、国において社会情勢や他の支給制度とのバランスを考慮しながら単価が決定されているため、県として国に働きかけたり、独自に支援したりすることは考えていない。 また、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたものであり、県として国庫補助の復活・拡充を働きかけたり、独自に支援したりすることは考えていない。
②高校卒業までの子どもの医療費無料化を実施すること。大学・短大・専門学校の授業料をすみやかに半額に値下げし、段階的に無償化するように国に求めること。県独自の授業料減免制度を創設すること。	小児特別医療費助成について、窓口負担をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。 大学等の授業料については、各学校が経営・運営状況を総合的に判断した上で、それぞれの責任と判断において金額が設定されているところである。なお、令和2年4月から施行される修学支援新制度において、所得等に応じ、授業料等の免除、減免が行われることとなっており、段階的な無償化を国に求めることや、県独自の減免制度は考えていない。
③独自の給付制奨学金制度を創設すること。社会的養護を必要とする子どもは無条件で対象とする制度をつくること。	大学生等に対しては、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設されることとなった。また、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図っているところであるため、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。
④高校授業料の無償化をすすめるため、国の実質無償化の対象外となった学生への県独自の支援を拡大し、施設整備費への支援を拡大すること。	国の私立高等学校授業料の実質無償化を踏まえ、県内の各私立高等学校においては、毎月の保護者負担額は据え置いた上で授業料を引き上げ、施設整備費を引き下げることによって保護者負担の軽減を図る動きも見られることから、その状況を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤県内では保育所待機児童が85人発生している。認可保育所中心に受け皿を拡大すること。保育士不足から受入を断らざるを得ない状況になっている。県独自の保育士への賃金支援を行うこと。</p>	<p>保育の量の確保策については、市町村が保護者等を含む子ども子育て会議において、地域の実情を踏まえて決定されるものであり、認可保育所中心に整備を進めるよう市町村に求めることは考えていない。</p> <p>保育士の処遇改善については、国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算、1歳児加配保育士を中心とした正規職員単価での人件費を支援する県補助金を併せて活用するよう働きかけていくこととしており、県独自の賃金上乘せ支援は考えていない。</p>
<p>⑥小規模保育は、認可保育園と同等の保育士配置とし、園庭やホールを確保できるように支援すること。</p>	<p>小規模保育は、市町村が定める認可基準に基づき整備・運営され、要する費用については国、県、市町村で助成している。加えて、県独自の1歳児加配や障がい児加配に対する人件費についても市町村と協力して支援を行っている。</p> <p>なお、園庭の整備費用は保育所と同様に補助対象外経費であり、県独自に支援することは考えていない。</p>
<p>⑦保育料無償化にともなって発生している給食・食材費は、県も支援し、実質無償化となるようにすること。</p>	<p>主食費を含む給食食材料費については、保護者が負担すべき額を決定する権限を持つ市町村が助成の判断をされるべきものであり、県として助成制度を創設することは考えていない。</p> <p>なお、幼児教育・保育無償化に伴い国が制度変更し実費徴収することとなった副食費については、無償化の対象に含めるよう国に働きかけていく。</p>
<p>⑧これ以上の保育士無資格者配置は行わず、県独自に4・5歳児の保育士配置基準の30：1を、20：1あるいは25：1に改善するための支援をすること。</p>	<p>保育士等の配置基準に係る弾力化については、令和7年3月まで期限を延長するよう条例を改正したところである。引き続き、条例に定める基準を踏まえた適切な職員配置となるよう指導を行う。</p> <p>4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。</p>
<p>⑨希望する子どもが学童保育に入れるよう、また大規模学童保育が分割できるよう、増設を支援すること。低所得世帯やひとり親家庭、同時入所の場合の学童保育料に県が補助すること。職員は複数配置とするよう求めること。指導員の給与引き上げ支援を拡充すること。</p>	<p>放課後児童クラブの施設整備については、各地域の需要に応じた整備が行えるよう「鳥取県子ども・子育て支援整備交付金」により支援をしている。</p> <p>放課後児童クラブは市町村が運営主体であり、利用料も市町村や運営を受託した民間団体において定められていることから、低所得世帯やひとり親家庭等に対する利用料の補助についても、当該市町村において検討をされるべきである。</p> <p>また、職員の配置基準については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）」により、本年4月から事業に従事する者及びその員数を含む事項について参酌基準化されることから、同法の趣旨を踏まえつつ、当該市町村において検討をされるべきである。</p> <p>なお、指導員の給与引上げについては、現行、児童の遊びを指導する者の資格を有する者に対する補助の嵩上げを実施しており、更なる拡充は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑩児童手当の額を拡充し、中学校卒業までの支給期間を18歳まで延長することを求めること。	児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に」補足的に給付されるものであるため、県として支給額の拡充及び支給期間の延長を求める予定はない。
⑪教育に競争を持ち込む全国学力テストの廃止を求めること。	全国学力・学習状況調査は、次のような目的で行われている。 ①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること ②学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てること ③これらの取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること 学力向上に向けて、「データを基に自校の児童生徒の課題を明確にし、課題の改善を図るためにPDCAサイクルを確立すること」が必要であり、全国学力・学習状況調査はその効果的なツールとなり得ることから、廃止を求めることは考えていない。
⑫髪の毛の長さ・形・色、制服のスカートの丈、靴下の色やポイントの数を強要する校則のあり方を見直すこと。その際、生徒が中心となって校則を見直すこと。	校則については、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直しを行っている。 校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、生徒会やホームルーム活動等の場を通じて見直しを行っている学校もあり、校長会においても生徒が中心となった校則の見直しについて提案する予定である。
⑬不登校や学校での暴力などが増えており、学校が子どもたちにとって安心していける場になっていないのではなかろうか。不登校などの原因を、子ども個人の人間関係形成の困難性に求めているがそうだろうか。一人一人が認められる学校になっているのか。競争や比較、詰め込み教育でなく、一人一人がわかる喜びが実感できる学び方になっているのか。学びの主演である子どもたちの目から見て、学校のあり方を総点検すること。また学校への適応を求める「学校適用支援員」の名称を「子ども支援員・応援団」などに変更すること。	不登校や問題行動等、課題を抱える子どもたちの要因・背景は多様で、子どもたちの心の課題とともに、友人関係、学校、家庭、地域など、子どもたちの置かれている環境の課題が複雑に絡み合っている。多様化・複雑化している要因・背景に対応するためにも、学校における教育相談体制の更なる充実を図り、児童生徒一人一人の気になる状況を組織として早期に発見し、早期に支援する取組を進めるとともに、不登校の要因・背景をより詳しい項目で調査・分析し、施策の検討につなげていく。 「学校生活適応支援員」の名称については、子どもの学校生活における困り感に寄り添い、その困り感が少しでも軽減、解消することを通して不登校の解決や改善を図るという目的を踏まえて定めており、名称変更については現在のところ考えていない。
⑭月45時間を超える残業時間をなくし、標準法から割り出した週小学校20時間、中学校18時間の標準授業時間におさまるように、教員数を増やすこと。教員への変形労働時間制度の導入はやめること。教員にも残業に見合った残業手当をつけること。	教員の持ち授業時間数に関する国の定めはないが、本県においては週の授業持ち時間数の目安として小学校23時間・中学校18時間を示している。本県ではきめ細やかで充実した教員配置により、国標準法定数に対する教員（常勤・非常勤講師を含む）の配置率は全国トップクラスであり、この人的配置を生かした教員の負担軽減を進めていく。 勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制は、業務が多い学期中の勤務時間を引き上げる一方、夏季休業等の長期休業期間の勤務時間を短縮するなど柔軟な働き方を指すものとして令和元年12月に法制化されたものである。今後、服務監督者である市町村教育委員会など関係機関とも協議しながら取り組んでいく。 教員に対する残業代支払い（教職調整額の見直し）は法律事項であり、平成31年1月の中央教育審議会答申においても中長期的な検討課題とされており、国の検討状況を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
⑮特別支援学級の教員配置を更に厚くし、担任教員がゆとりをもって子どもに対応できるようにすること。	本県の特別支援学級は国基準より手厚い本県独自の学級編制基準（国8人／学級→本県7人／学級）を実施しており、また学習支援のための非常勤講師も一部配置している。特別支援学級も含めた学級担任が、ゆとりをもって児童・生徒に対応できるような学校体制の工夫を促すとともに、国に対しても引き続き教職員定数改善の要望を行っていく。
⑯小中学校・義務教育の30人以下学級を実施すること。	本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきた。今後は少人数学級の成果や課題とともに効果的な活用方法の検討、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。
⑰災害時の避難所にもなる学校体育館へのエアコンを設置するよう、県が支援すること。	市町村立学校の体育館のエアコンの設置については、従来から市町村に対する国の支援制度があるため、県が補助することは考えていない。
⑱高校の通学費助成は、7000円を超えた部分を支援するにとどまらず、せめてかかる平均額の5000円以上を支援の対象とするなど、支援対象範囲を拡大すること。	将来にわたり持続可能な助成制度とするため、県として一定程度の保護者負担の基準を設けることは必要であり、7,000円という控除額は他の制度との均衡からも妥当な水準であると考えている。ただし、市町村が各地域ごとの通学費の実態を踏まえて7,000円以下の部分についても支援を行う場合に、市町村の助成額の一部を支援する。 ・高校生通学費助成事業 35,792千円
⑲ひとり親家庭への児童扶養手当は、所得制限の見直し、第1子の支援額引き上げや多子加算は一律1万円に引き上げ、毎月支給への改善、20歳未満までに対象引き上げ、支給開始5年後に半減する措置の廃止などと求めること。実施が決まった未婚のシングルマザーの寡婦控除の適用を周知すること。	児童扶養手当の支給額をはじめとする制度設計は、国において、社会情勢や他の給付制度とのバランスを考慮しながら決定されるため、現状においては、支給額の抜本的な引上げ等の制度見直しを求めることは考えていない。 なお、平成30年8月分の支給額から、児童扶養手当の全部が支給される世帯に対する所得制限の見直しが行われ、令和元年11月支給分から従来の4か月毎に年3回支給される支給回数が、2ヶ月毎の支給に変更され、年6回の支給回数に見直された。 未婚のシングルマザーへの寡婦控除適用については、県内市町村とも連携し、対象者にその周知を図りたい。
⑳子育て世代への家賃補助制度をつくること。	本県は平成22年9月に「子育て王国」の建国を宣言して以降、小児医療費助成の拡大や保育料の無償化、在宅での育児支援等、市町村との協働により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図っているところであり、さらに子育て世代を対象とした家賃補助を創設することは考えていない。 なお、子育て世帯に対して、県営住宅への優先的に入居する制度が設けられている。 民間賃貸住宅については、住宅セーフティネット法に基づき、子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録する制度を設け、登録した住宅に対して県及び市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。 現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市のみであるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などの機会を通じて働きかけを行っている。 ・住生活向上・安定化確保事業 10,918千円（うち家賃助成600千円）

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
①子どもの貧困対策計画は、公共料金の支払いや衣服・食事の困窮実態も調査し、対策計画に反映すること。	<p>子どもの貧困対策計画の改訂にあたって、生活困窮者等対応の相談窓口である市町村や支援を行っている関係者から課題をお聴きしている。</p> <p>また、令和2年度には国による実態調査が予定されているため、世帯の負担感や抵抗感があることを考慮し県独自での実態調査の実施は考えていない。</p>
②スクールカウンセラーを全学校に配置すること。	<p>現在、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校に配置し、校区小学校の相談にもあたっており、すべての学校の相談に対応できる体制を整えている。</p> <p>なお、県立高校及び特別支援学校においては、全校にスクールカウンセラーを配置している。</p>
③社会的養護を必要とした若者が施設退所する際、県営住宅への優先入居、進学・就労への支援制度を創設すること。	<p>県営住宅では、従来より低額所得者等を優先入居の対象としており、養護施設を退所する若者がこれらの要件に該当する場合は、優先入居の対象になっている。</p> <p>社会的養護を必要とした若者の自立に向けた支援については、社会的養護が終了した後も22歳まで自立に向けた支援を継続する社会的養護等自立支援事業、児童の自立支援のために自動車運転免許の取得費用の助成や自立のための資金の無償貸付を行う児童養護施設等入所者支援事業、施設退所者等に対して就職や人間関係等の相談に応じ必要な支援を行う退所児童等アフターケア事業により取り組んでいる。</p> <p>また、児童養護施設等に入所している児童が賃貸住宅への入居する際に、身元保証・連帯保証人となった施設長等が保証債務を履行した場合に弁済した経費の助成を行っており、今後もこうした事業により施設を退所する若者の支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護自立支援事業 6,061千円 ・児童養護施設等入所者支援事業 5,061千円 ・退所児童等アフターケア事業 14,845千円
④昨年改正された児童福祉法で、「今後2年をめどに、子どもの意見表明権を保障する仕組みを検討し必要な対応をする」こととなっている。児童虐待による悲惨な事件が相次いで発生し、また養育を必要とする子どもたちが現在・未来に渡って信頼して相談できる「大人の存在」を必要とする中で、子どもの意見を受け止める機関をつくる必要性が増している。関係機関や子どもたちの声を聞きながら、行政機関から独立した「子どもアドボカシー機関」を設置するよう、検討を始めること。	<p>「子どもアドボガシー機関」の設置について、現在、県内の民間団体が子どもアドボガシー機関について研究している動きもあり、来年度からその民間団体とも定期的に意見交換を行いながら、子どもアドボガシー機関の設置のあり方等を検討していく予定としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策関係事業（子どもの権利学習支援事業） 200千円
⑤大学入試共通テストにおける、英語民間試験や記述式試験の導入は、受験生に格差を持ち込み、採点基準も不明確になるものであり、導入そのものを中止すること。	<p>英語民間試験の導入等については、国において公正公平な試験の実施方法について検討中であり、国の動向を注視する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②⑥生徒減少を理由に、県立高校を再編統合しないこと。	<p>「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」を定め、平成31年度から令和7年度までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示しており、関係者等の意見を聞きながら、施策を具体化・明確し、その実現に向け努めていくこととしている。</p> <p>基本方針では、入学者数等が一定の基準を満たさない高校については分校化や再編も選択肢の一つとして検討することとしており、該当の事例が発生した場合は、当該方針に基づき対応する。</p>
②⑦18歳選挙権で高校生にも選挙権が拡大されたが、高校生だけ政治活動を禁止・制限する通知が出ている。高校生の政治活動の自由を保障すること。	<p>今回の法改正により、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待される一方、平成27年の文部科学省通知（平成27年10月29日付27文科初第933号）のとおり、1. 学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、2. 高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、3. 高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な機能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。（例：学業や生活などに支障があると認められる場合、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合など）</p>
②⑧被選挙権の年齢を、選挙権ができた18歳まで引き下げること。	<p>被選挙権年齢の見直しについては、国会において十分議論され決定されるべきものである。</p>
<p>【障がい者・難病・慢性疾患】</p> <p>①障害者差別解消法による事業者の合理的配慮は、「努力義務」ではなく「義務」とするようもともとめ、県あいサポート条例でも義務化すること。</p>	<p>国は必要と認める場合には、民間事業者に対する助言、指導、勧告といった行政措置を講ずることができると障害者差別解消法に規定されており、これらの権限が適切に行使されることで、合理的配慮の実効性は担保されるものと理解している。あいサポート条例においても同様の考え方により、事業者への目配りを行っていく。</p>
②障害者基本法は、「合理的配慮をおこなわないことは差別である」こと、「平等な社会参加のために必要な支援を権利として保障する」こと、「国や自治体の支援提供義務の明確化」を明記するようもとめること。	<p>現行の障害者基本法においても、障がい者に対する差別の禁止など基本的な事項は盛り込まれているが、同法が共生社会の実現に沿った内容として深化した条文となるよう、国の動きを注視していく。</p>
③今年1月は障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」から10年の節目となる。「基本合意」や「骨格提言」を尊重した障害者総合福祉法の制定、または総合支援法の抜本改革をするよう求めること。応益負担の廃止、利用料無料となるよう、県として支援すること。	<p>障害者総合支援法に基づき、低所得者にはサービス利用負担が減免されるなどの配慮がなされている。国には引き続き重度者対応の拡充などを求めるとともに地域生活支援事業に対する財源確保など、地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実に向けて、引き続き要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④ 65歳の介護保険優先原則を廃止し、障害者福祉制度と介護保険制度が選択できるようにすること。事業所・施設の支払いは、日額払いから月額払いに改善すること。通所施設の食事軽減策を創設すること。	<p>障害福祉サービスの利用に係る介護保険制度との関係については、一律に介護保険サービスを適用するのではなく、個別のケースにおいて市町村が適切かつ柔軟に判断するよう国から取扱いが示されている。</p> <p>自立支援給付費の日払い方式については、障がい者が日によってサービスの使いわけを可能にする趣旨で設けられた制度であり、現時点で国への改善要望は考えていない。</p> <p>通所施設については、障害者総合支援法に基づき、低所得者にはサービス利用負担が減免されるなどの配慮がなされており、現時点では適切な支援策であると考えている。</p>
⑤ 医療的ケアの必要な障害者に対応できる通所施設をつくること。	<p>現在、医療的ケアが必要な方に対する専用の通所施設はないが、県では、喀痰吸引の研修を実施するなど専門人材の育成に引き続き取り組むとともに、民間事業者による通所施設の新設に対応できるよう、要望に応じて必要な予算を措置していく。</p>
⑥ 補装具や日常生活用具の実費負担をなくすこと。	<p>補装具の利用者負担については、国の基準により低所得者への利用負担額免除などの配慮がなされており、日常生活用具についても各市町村が同様の措置を行っている。</p>
⑦ 在宅支援、家族休息を保障するため、(医療型) ショートステイを充実させること。	<p>平成26年度から国の障害福祉サービスである医療型ショートステイに上乗せする形で本県独自の補助制度を設け対応しており、令和2年度においても補助対象事業者の拡充や補助単価の見直しなど補助制度の充実を行う。</p> <p>・医療型ショートステイ総合支援事業 18,494千円</p>
⑧ 障害年金支給額を生活できる額へと引き上げるよう求めること。	<p>年金支給が持続可能な制度として適切に運用されるよう、国の動きを注視していく。</p>
⑨ 障害者の通勤のためのヘルパー利用を認め、職場介助者を配置できるようにすること。	<p>通勤時における障害福祉サービスの利用のあり方については、雇用政策と福祉政策のバランスの観点から国が検討を行っているところであり、その動きを注視していく。</p>
⑩ 障害者就労支援事業所での最低賃金を保障する補填制度をつくること。B型事業所での平均工賃が低いほど減少する基本報酬のしくみの見直しを求め、重度や利用日数が少ない人の就労を守る仕組みをつくること。件数も額も減っている障がい者事業所への県の優先調達を増やすこと。	<p>事業所で支払われる賃金(工賃)は、障がい者が製作された物品の販売、サービスの提供等により得られた利益をもとに支給されるものであり、工賃を補てんするような補助は考えていない。</p> <p>重度、精神障がいの方等で利用日数や利用時間の短い方に適した作業の切り出しを行うことや来所しやすい環境を整備することで利用率を向上させ、障がいがある方が得られる工賃の向上に資するため、令和元年度6月補正予算で就労継続支援事業所体制強化事業に取り組んだ。令和2年度はその事業の検証を行いながら、今後の仕組みづくりに繋げていく。</p> <p>県の優先調達の増加に向けては、あらためて県庁内における取組を強化していく。</p>
⑪ 放課後デイサービスの利用児の状態によって定められる基本報酬のしくみを廃止し、支援の中身で評価するしくみに改善するよう求めること。	<p>現在、利用者の状況及びサービス提供時間に応じた基本報酬区分に加えて、支援の内容については加算によって報酬に反映される仕組みとなっていることから、現時点で放課後等デイサービスに係る報酬制度を見直す必要はないと考えている。</p>
⑫ 一部の重度者に限定せず、通院や入院時に介護を必要とするすべての障害児者に対し、ヘルパーが病院内で直接介助や見守り支援ができるようにすること。	<p>重度訪問介護サービスを受けている障がい者のうち、病院等に入院又は入所している間にサービスを利用することができるのは、現行制度では障害支援区分が最重度の方に限られているが、障害支援区分がそれに満たない方であっても障がいの状態によって支給対象として拡大するなど、地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実を国に働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑬公共交通機関の料金割引制度の改善・拡充にとりくむこと。とくに、精神障害者、てんかん、難病・慢性疾患などの障害者・患者を、身体・知的障害と同等の運賃割引の対象にすること。	精神障がい者等についても身体・知的障がい者と同等の運賃割引の対象とするよう、バスや鉄道などの交通事業者に対する働きかけを継続していく。
⑭手話言語法、「情報・コミュニケーション法」の制定を求めること。	「手話言語法（仮称）」について、県としても、手話を広める知事の会の活動としても引き続き、国に働きかけを行っていく。
⑮被災した、障害者・介護など福祉事業所の施設整備支援、運営支援制度を創設すること。防災や災害時の避難などの計画づくりに障害当事者が参加するようにすること。	本県において被災が発生した場合は、災害復旧に係る国の現行制度をフルに有効活用するとともに、制度の不備がある場合は必要に応じて国に要望を行いながら、早期の復興に繋げていく。
⑯人材確保に逆行する障害者施設職員の退職共済への公費助成廃止の撤回を求め、県としても支援をすること。	国においては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しによる新規職員への退職金の公費補助の廃止の一方で、勤続年数が長い職員に対する退職金の給付額の増額を行い、人材の定着に繋げることを狙いとしている。今後も、持続的な福祉人材の確保に向けた国の動きを注視していく。
⑰障がい者の特別医療費助成制度をもとの無料に戻すこと。精神障害者の医療費助成の対象を、障がい手帳２級まで拡大すること。奈良県のような精神障害者に特化した実態調査を実施すること。	特別医療費助成については、安定的かつ持続可能な制度となるよう、利用に応じた一定の自己負担を求めており、現時点で見直しは考えていない。 また、この制度は各市町村と県が協調して実施している事業であり、精神保健福祉手帳２級まで支援を拡大することについて全市町村の賛同が得られていない現状では、対象拡大の実施は困難である。 精神障がい者に対する実態調査については、令和２年度に行う障がい者プラン見直しの一環として実施することを検討してみたい。
⑱難病法ができたが、負担や支援の在り方が不十分である。２０２０年度の改定においては、すべての難病患者が医療費助成の対象となるよう求め（指定難病）、患者数が多い疾病も医療費助成の対象とし、新たに発見された難病が速やかに医療費助成の対象となるよう求めること。	医療費助成の対象となる指定難病は、患者数が一定の人数に達しないこと、客観的な診断基準が確立していること等を基準として国が定めており、県としてすべての難病患者を医療費助成の対象とするよう求めることは考えていない。
⑲小児慢性特定疾病は対象拡大されたが、医療費負担が２割、負担上限も引きあげられ、無料だった入院給食費も半額負担となり、負担がましている。県特別医療費助成の対象とし、入院給食費支援の仕組みを検討すること。２０歳になると医療費助成の対象から外れないよう継続を求めること。小児慢性特定疾病児童自立支援事業（任意事業）を実施すること。小児慢性特定疾病児童で医療費助成となっていない病児も、障害者総合支援法の福祉施策の対象とすること。	特別医療費助成は、安定的かつ持続可能な制度となるよう、利用に応じた一定の自己負担を求めており、現時点で見直しは考えていない。 小児特別医療費助成制度において入院時の食費は対象外であり、その制度変更は考えていない。また、小児慢性特定疾病医療費受給制度の受給者が成人後も引き続き医療費助成を受けられる制度とするように国に対して要望をしているとともに、小児慢性特定疾病児童自立支援事業（任意事業）の療養生活支援事業や相互交流支援事業は既に実施している。 ・小児慢性特定疾病対策事業 ９４，７４１千円 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ３，６３４千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑳特別医療費助成の対象に、難病や小児慢性特定疾患患者も対象とすること。	特別医療費助成制度は重度心身障がい者など重篤な方が対象となる制度であり、一部の難病や小児慢性特定疾患患者は既に対象となっている。
㉑患者・家族を含めた難病対策地域協議会を設置し、当事者の意見が計画や施策に反映されるようにすること。	本県では、患者団体や医療機関、行政機関（各保健所、市町村代表）等で構成する鳥取県難病医療連絡協議会を年2回開催し、多様な意見をいただく場が既にあることから、現在のところはあらためて難病対策地域協議会を設置することは考えていない。
㉒企業に賃金助成を行う発達障害・難治性疾患雇用開発助成金制度を周知し、柔軟な雇用形態が実施できるようにすること。	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）については、県作成の「障がい者雇用関係助成制度等のご案内」を研修会等で配布、紹介しており、引き続き周知に努める。
【ジェンダー平等・性の多様性・人権】 ①現在、男女雇用機会均等法に盛り込まれた「間接差別」の禁止は、募集や採用の際に身長・体重を要件にすること、募集・採用、昇進などに際して転居を伴う転勤を条件とすること、昇進にあたって転勤経験があることを要件にする、の3つの場合だけである。「すべての間接差別の禁止」を明記するよう求めること。	「間接差別」の要件を含め、労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されるものであり、その動向を注視していきたい。
②妻など家族従業者の働き分を正当に評価し、必要経費と認められるようにするため、所得税法56条の廃止を求めること。	家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していく。
③国民健康保険には病気やけが、出産の際の休業補償がない。出産手当金・傷病手当金の「強制給付」の制度を作り、出産前後の保険料減免制度を創設すること	国民健康保険の被保険者となる自営業や農業などについては、勤務形態の把握が困難であるなど休業補償制度を創設する上で課題が多く、県として新たな支援制度を創設することは考えていない。
④選択的夫婦別姓制度の導入を求めること。	国において家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、司法の判断を踏まえて検討を進めることとされており、引き続き動向を注視していく。
⑤性暴力被害者支援センターは、被害者の24時間対応ワンストップ相談体制となるよう、職員配置を増員し、国に支援基準額の引き上げを求めること。	令和元年10月1日から、昼間の電話相談日を週3日から週5日に、相談時間を11時～13時（2時間）から10時～16時（6時間）にそれぞれ拡大した。夜間の相談受付は、週3日（月・水・金）、時間帯は18時～20時（2時間）のままとしているが、夜間の相談日及び時間の拡大については、令和元年10月1日以降の相談状況を勘案しながら、今後検討していく。 また、性暴力被害者支援センター運営費については、国の性犯罪・性暴力被害者支援交付金における基準額の引上げなど、今後、国の財政支援の拡充要望を行っていきたい。

要望項目	左に対する対応方針等
⑥強制性交等罪の「暴行・脅迫要件」を撤廃し、同意要件の創設、性交同意年齢16歳への引き上げ、子どもの性暴力での罪の加重、子どもが被害者の場合の時効停止など、刑法の見直しを求めること。	平成29年の刑法改正の際には、性暴力被害者保護の観点から、強制性交等罪の暴行・脅迫要件の緩和についても議論された。その結果を踏まえ、衆議院では、改正刑法案に、改正法施行後3年をめぐりに性犯罪事案の実態に即した制度の見直しを検討する旨を規定した附則第9条を追加する修正も行われた。現在、国において「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置し、制度見直しの検討に資する性犯罪の実態に関する調査等が進められているところであり、国の対応を注視していきたい。
⑦DVの保護命令期間を延長し、加害者側を隔離や更正をする取り組みを検討すること。	DVの未然防止及び再発防止のため、加害者に更生プログラムを受けさせる等、加害者更生に関する施策を国の制度として検討するよう従前から要望している。 保護命令期間の延長に関しては、6か月の保護命令期間が終了した後、必要がある場合は、保護命令期間を延長する申立てが可能であるため、保護命令期間の延長は難しいと考えている。また、加害者側を隔離することも現行制度上では難しいと考えている。 本県においては、県単独事業として、暴力を反省し更生する意思のある者を対象とした加害者向けの電話相談事業を実施している。 ・DV被害者等総合支援事業（DV加害者電話相談事業） 179千円
⑧法律にセクシャルハラスメント禁止を明記するよう求め、被害者がアクセスしやすく、迅速に調査・認定し、救済命令できる、政府から独立した、各県単位の行政委員会を設置すること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。なお、従来から男女雇用機会均等法で事業主に対するセクハラ防止の義務付けはされており、令和元年6月の改正により、事業主のセクハラを相談した労働者に対する不利益取扱いの禁止や、新たに国・労働者の責務の明確化などがなされている。
⑨同性婚を認めるパートナーシップ法の制定を求めること。また鳥取県として、同性カップルにも同等の権利を認め、公営住宅への入居、緊急時の病院での面会、親族同様の扱いをするなどのパートナーシップ制度・条例を創設すること。（22自治体、県では茨城県ではパートナーシップ宣言制度を導入）。LGBT差別解消法及び条例の制定を検討すること。公的書類における不必要な性別欄を撤廃すること。企業が、相談窓口や福利厚生、「誰でもトイレ」設置、社内研修などLGBT/SOGI対策を実施することをよびかけ、積極的に取り組む企業への顕彰制度を設けること。	国におけるLGBT差別解消法案の議論の状況等を注視しつつ、パートナーシップ制度の課題等を見極めながら、当事者へのサービスの提供や支援のあり方を検討していく。 公的書類における不必要な性別欄の撤廃については、平成17年9月に性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る規定の整備を行うなど、申請者等の人権の配慮に努めている。 性的マイノリティの人権については、重要な人権課題として掲げ、企業に対しても啓発を行っている。なお、企業においては、これらを含めた「ダイバーシティ推進」の一部として取り組まれる動きが広がってきており、性的マイノリティに係る特別な顕彰制度の創設は考えていない。
⑩部落差別解消法施行で、県が整備した新たな学習資料や教職員用参考資料は、学校現場の過密な教育内容から考えると、中途半端な扱いをして、逆に差別を生みかねない事を危惧する。無理矢理、参考資料を活用して授業をすることがないようにすること。また、特別に部落解放同盟に補助金を出すことは、差別解消に逆行することになりかねず、廃止すること。	指導参考資料の活用方法については、各学校の児童生徒や地域の実態を十分に把握し、それに応じて適切に対応すること、教員の無責任な言動により新たな差別や偏見を生み出すことがないようにすることを資料の中に指導上のポイントとして記載し、人権教育主任会や教職員研修等で説明している。引き続き、人権教育主任会等で指導参考資料の適切な活用方法について説明に努める。 部落差別解消に向けた啓発の取組を支援するため、運動団体が行う啓発活動、研修事業に対して補助金を交付しているものであり、廃止することは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【原発・エネルギー・ゴミ・廃棄物行政・生活環境】</p> <p>①国の原発再稼働方針の撤回、輸出政策を断念するよう求めること。</p>	<p>エネルギー政策は国の専管事項であり、国が適切に判断すべきものである。国に原発再稼働方針の撤回、輸出政策の断念を求めることは考えていない。</p> <p>なお、島根原発のあり方については、有識者等の意見も伺いながら慎重に判断していく。</p>
<p>②危険な島根原発2号機の再稼働、3号機の稼働に反対すること。島根県と同等の中国電力との安全協定及び、完璧な住民避難計画の策定がないまま、再稼働・稼働を認めないこと。</p>	<p>原子力発電所の稼働については、国に対し、まずは安全性を厳格に審査した上で、安全を第一義として慎重に判断するとともに、国が責任を持って審査結果、稼働の安全性と必要性を住民に丁寧に分かりやすく説明するよう強く要望している。これらの説明を受けた後、原子力安全顧問、県議会での議論、米子市・境港市のご意見を踏まえ、県として判断を行う。</p> <p>中国電力との安全協定の改定については、これまで度重ねて申し入れてきたところであり、中国電力が自身の課題として解決されるよう、引き続き粘り強く米子市、境港市とともに求めていくとともに、国に対して重ねて、立地自治体と同等の安全協定へ改定するよう中国電力へ指導することを要望していく。</p> <p>広域住民避難計画については、これまで、避難訓練、資機材の整備、住民への普及啓発等に努め、一定の実効性は確保されていると考えているが、今後も毎年訓練等を通じて継続的に実効性の向上に努めていく。</p>
<p>③中国電力からの寄付金は、これ以上要望したり、受け取ったりしないこと。</p>	<p>中国電力からの寄附金は、周辺自治体の原子力防災対策に対する国の財源措置が不十分という現行制度において、その費用を県民の税金で負担することは認めがたいことを踏まえ、国の交付金の対象とならない原子力防災対策に係る人件費等へ充当している。</p> <p>なお、本来は国において適切な財源措置が図られるべきであるため、今後も引き続き国に要望を行っていく。</p>
<p>④国連IPCC(気候変動に関する政府間パネル)にそって、2025年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目標にすえるよう国に求めること。そのため石炭火力の新規建設計画を中断し、現存するものも、計画的に廃止するよう求めること。</p>	<p>2018年に公表されたIPCC特別報告書では、世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑制するためには、2050年前後に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする必要があるとされている。国は「地球温暖化対策計画」において2050年までに80%の温室効果ガス削減目標を掲げると共に、令和元年6月に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すとしたところであり、今後この目標を見直すかどうかは、様々な関連施策との調整や社会状況等も踏まえながら、国において検討されるべき事項と考える。</p> <p>石炭火力を含むエネルギー政策は温暖化対策と密接に関連しているが、その総合的な施策決定はエネルギー政策基本法に基づく国の専管事項であり、国の責任において検討・判断されるものであることから、県としての要望は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤現在3割台となっている鳥取県の再生可能エネルギーによる自給率を、さらに引き上げるための目標と具体化を図ること。また企業にも再生可能エネルギーへの転換を求めること。</p>	<p>県では、再生可能エネルギーを積極的に推進したところ、平成30年度の県の電力自給率は36.8%となり、国の16.9%を大きく上回っている。今後も再生可能エネルギーの導入は必要であるが、風力発電施設の建設に対し、地元から反対の声も出ていることから、今後は、自然環境や住民生活と調和を図りながら推進していく。</p> <p>企業の使用電力の再生可能エネルギーへの転換については、昨年12月に県が「再エネ100宣言Re Action」のアンバサダー（応援者）に就任しており、今後、一層、企業における再生可能エネルギーへの転換を推進していくこととしている。</p> <p>・再エネ100%を目指す企業応援・支援事業 2,686千円</p>
<p>⑥再生可能エネルギーの導入は必要であるが、乱開発にならないためのルールが必要である。太陽光発電の環境基準を決めて、環境アセスの手続きに組み込んでいくこと。（県独自にも）。風力発電は、国の騒音指針は2000キロワット／基の想定であり、現在計画が相次いでいる4000キロワットに対応した指針や累積的影響を加味したものへと見直しが必要である。また土砂災害区域など環境破壊につながる場所を除外するゾーニング規制をすること。また現在計画がある、青谷風力発電計画、鳥取・西部風力発電計画は、規模が大きく、土砂災害危険地域も含まれることから、中止を求めること。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入に伴うルール策定については、現在、国で林地開発や電気事業法等に係る太陽光発電の設置基準の見直しが行われており、その動きを注視するとともに、他県等のルール策定の情報を収集しながら検討することとしている。</p> <p>大規模な太陽光発電事業については、法改正に先立ち、県環境影響評価条例等を改正し、法対象よりも小規模な太陽光発電事業も条例アセスの対象としたところである。</p> <p>風車騒音に関する国の指針の見直しについては、大型化する風車に対応した予測・評価手法の検討を県から国に要望しているところである。（平成30年7月、令和元年8月）</p> <p>風力発電に係るゾーニング規制については、市町村の意見も伺いながら個別案件ごとに対応していく方が現実的であり、一律的にゾーニング規制することは考えていない。</p> <p>青谷、鳥取・西部風力発電計画については、地元自治体の意向も伺いながら、現在進行中のアセス手続きの中で、事業者に対して環境保全の見地から必要な意見を述べていく。</p> <p>なお、風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築するよう県から国に要望しているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦FIT法の2020年改訂では、送電事業者の再生可能エネルギーの買い取り義務の復活、送電会社に送電網の増強義務を課すこと、住宅用太陽光発電や市民共同の取り組みを柱に位置づけること、買い取り対象は地域・自治体主導の小規模で地域貢献のものを優遇する仕組みをとり入れること、小型風力の買い取り価格を復活を、盛り込むよう求めること。</p>	<p>国においては、FIT法の見直しについて、大規模な太陽光や風力発電などの電源（競争電源）と地域で活用される住宅用を含めた小規模太陽光等（地域活用電源）とに分けて検討している。</p> <p>まず、競争電源については、電力市場への統合を図りながら、現行FIT制度同様、入札制の活用による新たな枠組みでの買取が検討されている。</p> <p>次に、地域活用電源については、当面は現行のFIT制度の基本的な枠組みを維持することで検討されており、自家消費や地域と一体となった事業を優先的に評価するような検討も行われている。</p> <p>小型風力発電は、FIT制度開始の平成24年度から大型風力発電よりも高い買取価格が設定されてきたが、小型風力発電のコストダウンが図られておらず、買取価格の低減につながらないという調達価格等算定委員会の意見をもとに、国は平成30年度から風力発電の買取価格を一本化したところである。現時点でも調達価格等算定委員会の資料における小型風力発電のコスト状況に変わりはないことから、県として小型風力発電の買取区分の復活を要望する考えはない。</p> <p>送電網の増強については、県単独でも、本県も参加する自然エネルギー協議会でも国に要望している。</p>
<p>⑧電力自由化がスタートしたが、消費者が選択できるよう、「電源構成の表示」を義務づけること。</p>	<p>一般消費者に分かりやすい電源表示とするよう、本県も参加する自然エネルギー協議会で昨年11月に国に提言を行ったところである。</p>
<p>⑨廃プラスチックを削減するためにも、プラ製造企業の自主努力に委ねるのではなく、使い捨てプラスチック製品の製造・販売・流通の禁止のルールを確立するよう求めること。</p>	<p>国では、使い捨てプラスチック製品等について、容器包装リサイクル法関係省令の改正による今年7月からのレジ袋の有料化や、普及啓発等を行うとともに、技術開発等を通じて、その機能性を保持・向上した再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進することなどによりプラスチック資源の循環に取り組んでいる。</p> <p>本県では、現在、とっとりプラごみゼロチャレンジを県民運動として進めており、プラスチックに代わる再生可能資源の研究等に取り組む企業への支援や、使い捨てプラスチックの使用削減・適正処理等に関する普及啓発を行っているところであり、こうした取り組みを継続し、ライフスタイル変革に関する県民理解を醸成していく。</p>
<p>⑩淀江産廃処分場の地下水調査においては、米子市元水道局顧問の吉谷昭彦鳥大名誉教授等地元の地質や地下水に詳しい学者の意見を聞き、調査内容と調査結果を検討すること。また地下水調査が終わるまで、処分場の測量・設計予算の執行を凍結すること。</p>	<p>地下水等調査の具体的な調査方法等は、地下水等調査会において決定されるものであり、地元の学者からの聞き取りについても、調査会の委員に判断いただくことになる。なお、これまで調査に関わった専門家の意見や見解等については、予備調査の中で収集する予定としている。</p> <p>公益財団法人環境管理事業センターでは、県の地下水等調査の進捗状況を勘案しながら申請時期の検討等を行うことを1月24日に開催した臨時理事会で方針決定した。この方針決定を受け、センターは許可申請後に行う作業に係る費用は見送ることとされたところである。なお、センターは既に契約し実施している測量、地質調査等については実施すると承知している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>①県は、市町村に上下水道の広域化や民営化を押しつけはしないこと。特に、命の水のあり方を採算性で判断することになる、上下水道の民営化はしないこと。</p>	<p>人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大、技術者不足等の課題に対応し、水道事業の基盤強化を図るため、平成30年度から広域化・共同化の検討を始めている。</p> <p>令和元年度は市町村長等を対象に、岩手県での水道施設のダウンサイジングによる基盤強化に成功した水道企業団職員や有識者等を講師とするトップセミナーを皮切りに、流域別検討会、市町村別の個別ヒアリング及び若手職員等によるワーキンググループでの意見交換を実施し、その都度、検討の進め方の確認や意見交換等を行い、市町村の意見を十分踏まえながら進めている。</p> <p>上下水道に係るコンセッション方式の導入については、今後、持続可能な上下水道事業の運営を行っていくための様々な選択肢の一つであり、今後も慎重な議論が必要であると考えている。</p> <p>なお、現在のところ、コンセッション方式の導入を示している市町村はない。</p>
<p>【被災者支援・消防防災対策】</p> <p>①県被災者住宅再建支援制度は、一部損壊支援の額を引き上げること。被災1件から支援の対象にすること。独自に市町村が支援対象とする場合、県が支援すること。</p>	<p>被災者住宅再建支援制度（県制度）の一部損壊への支援は、国が災害救助法の定める応急修理の対象を一部損壊10%以上（上限30万円）まで拡大したことに伴い、一部損壊10%以上については応急修理の対象とならない部分を30万円を上限に県制度で補完し、一部損壊5%以上については支援額を5万円まで引き上げるよう見直しを検討している。</p>
<p>②国被災者生活支援法は、最大300万円の支援額を500万円まで引き上げるよう求めること。</p>	<p>県制度は、県と市町村の共同事業で基金を積み立て、県と市町村との協議により発動要件を決めており、現行制度に対して市町村からは新たな見直しの要望は出ていない。</p> <p>県と市町村で積み立てた基金で支援を行う制度としている以上、独自に支援する市町村に対して、県の支援は考えていない。</p> <p>また、国の被災者生活再建支援制度の支援内容の見直しについては、被災者の実相に沿う形が望ましいが、国と地方の共同で積み立てた基金を活用した事業であることから、国及び各都道府県のコンセンサスが必要である。</p>
<p>③不足している消防職員や、消防局ごとの指令業務システムの整備に、県が支援すること。</p>	<p>消防組織法により消防に関する責任は市町村にあり、その費用は当該市町村が負担しなければならないとされており、その人件費については地方交付税で、指令システムの整備に要する経費については国の補助金（消防防災施設整備費補助金）や起債（緊急防災・減災事業債）で財源措置されていることから、その費用について県が支援することは、考えていない。</p>
<p>【受動喫煙対策】</p> <p>①受動喫煙を受けている人が肺がんになるリスクは、受けていない人の1.3倍、虚血性心疾患で1.2倍、脳卒中で1.3倍、乳幼児突然死症候群で4.7倍と指摘され、受動喫煙を原因とする国内の死亡者数は毎年1万5000人、交通死亡事故の4倍にのぼる。少なくとも県庁その敷地内（議会棟関係も含む）は、完全禁煙とし、喫煙室は設置しないこと。</p>	<p>改正健康増進法では、多数の者が利用する全ての施設に受動喫煙防止対策が義務付けられている。既に、県庁舎その他の県の施設においては法律に基づいて受動喫煙防止の措置を講じているところであり、引き続き法律の遵守に努める。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【中小企業・公共事業】</p> <p>①中小企業・小企業振興条例を制定すること。あるいは県産業振興条例の中に、小企業振興の規定を新たに加えて施策を具体化すること。小企業の実態をつかむため、商工団体に尋ねるだけでなく、県が直接、全事業所実態調査を行うこと。</p>	<p>鳥取県産業振興条例は、県内では小規模事業者が大部分を占めることを踏まえた上で、平成23年の県議会において、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て制定されたものであり、この考え方に変わりはない。</p> <p>小規模事業所の実態については、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途のアンケート調査等を行うことは考えていない。</p>
<p>②中小企業の社会保険料負担軽減策をとること。</p>	<p>県は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発による付加価値向上など、県経済の維持・発展のためにより効果的な取組を政策的に支援することとしており、社会保険料に対し助成することは考えていない。</p>
<p>③公契約条例を制定すること。</p>	<p>労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況があること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。</p> <p>本県では、既に制度化している最低制限価格制度をしっかりと機能させ、適正な労働条件の確保等に取り組んでいく。</p>
<p>④コンビニ加盟店が求める営業時間や日数などを、本部が尊重するしくみを求め、コンビニオーナーやその家族を守ること。</p>	<p>フランチャイズ契約に係るトラブル防止については、中小小売商業振興法及び独占禁止法において、トラブル防止のための規制が設けられているところであり、国の今後の動向を注視していく。</p>
<p>⑤県産材活用以外にも用途を広げた、「住宅リフォーム」商店リフォーム」助成制度を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策目的を持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォームについて助成している。</p> <p>このほか、各市町村において独自のリフォーム助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものであれば必要に応じて制度拡充に取り組みたい。</p> <p>地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成事業は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきである。</p> <p>既に県では市町村と協調した商店街の環境整備等への支援のみならず、経営革新や設備投資等に対する支援制度を設け事業者を活用いただいております。単なる商店リニューアル助成制度の創設は考えていない。</p>
<p>⑥中小業者の借り事務所の家賃や機械設備のリース料に対し、直接支援をすること。</p>	<p>中小企業者に対する県の助成制度は、新事業展開や商品開発等による付加価値向上などを積極的に行う企業を支援するものであり、中小企業者の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p>
<p>⑦被災した中小企業への直接支援制度を創設すること。</p>	<p>災害時の事業所の復旧は、事業者が独自に保険加入し自然災害に備えておくべきものであることから、直接支援制度を恒常化することは考えていない。</p>
<p>⑧事業承継税制の10年の期間限定を廃止し、相続税・贈与税は猶予ではなく免除とすること。</p>	<p>税制の拡充等については国において検討されるべきものとする。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【農林水産業】</p> <p>①国内生産を脅かす、日米貿易協定＝日米FTAの追加交渉は中止、TPP協定からの離脱、日欧EPAは終了通告して解消するよう求めること。</p>	<p>TPP及び日欧EPAについては、国益全体を考えながら国会で慎重に出された結論であることから、TPPからの脱退や日欧EPAの終了通告による解消を求めていることは考えていない。</p> <p>また、日米貿易協定の追加交渉についても、政府が国益全体を考えながら米国と慎重に協議・交渉することであることから、現時点、中止を求めることは考えていない。</p>
<p>②ミニマムアクセス米の輸入中止を求めること。</p>	<p>ミニマムアクセス米は、協定に基づき、自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、中止を求めることは考えていない。</p>
<p>③米の生産数量目標配分に政府が直接関わり、余剰米が発生した場合には政府が買い入れを増やすなど、需要と価格の安定に国が責任をもつよう求めること。</p>	<p>稲作農家の所得を確保し経営の安定化を図るため、全国的な調整の仕組みなど実効性のある需給調整に向けた環境整備を一層推進するよう令和元年7月に国へ要望している。</p>
<p>④コメ戸別所得保障制度を復活し、元の15000円／10アールに戻すようもとめること。また生産コストと販売価格との差額補填する「不足払い制度」の創設を求め、県としても独自の支援制度を創設すること。</p>	<p>国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。また、県の独自支援も考えていない。</p>
<p>⑤保育園の給食に、県産米を使うための支援をすること。</p>	<p>市町村や私立幼稚園設置者、私立保育園設置者が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業）150千円
<p>⑥麦・大豆・飼料作物などの助成金を、現行3万5千円を5万円／10アールに、米粉・飼料用米は8万円／10アールとなるよう支援を拡充すること。</p>	<p>大豆、飼料用米等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等について十分な予算を確保するよう令和元年7月に国へ要望しており、国に支援水準の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>⑦規模拡大しない酪農・畜産にも畜舎等の支援をすること。酪農ヘルパーへの県の支援を継続・増額すること。</p>	<p>中小農家による活用が想定される規模拡大を要件としない県版クラスター事業について、当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生乳増産対策支援事業 15,578千円 <p>酪農ヘルパーについては、令和2年度も鳥取県酪農ヘルパー対策事業基金を活用して酪農ヘルパー事業組合の運営費等について継続支援する。</p>
<p>⑧野菜・果樹等の野菜価格安定制度の保証基準額を引き上げること。特産品の梨を価格保証の対象に加えること。</p>	<p>野菜価格安定対策制度の保証基準額については、野菜の市場販売価格が著しく低落した時に、過去6年間の平均販売価格から割り出した保証基準額との差額を補給金として交付している。収入保険制度の活用も想定されることから、保証基準額の引上げを求めることは考えていない。</p> <p>梨の価格安定のため、災害対応や価格急落回避などの出荷調整に係る冷蔵庫保管料、需給調整に係る関東や九州市場への出荷運賃等について、鳥取梨生産振興事業で経費の補助を実施している。個々の梨農家については、果樹共済や収入保険の既存制度の活用を推進しており、価格保証の対象に梨の追加を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定対策事業 36,996千円 ・鳥取梨生産振興事業（果実緊急価格安定対策事業）11,000千円
<p>⑨麦・大豆の自給率引き上げの支援制度をつくり、生産額と販売額の差額補填する交付金制度の創設、学校給食での活用への支援を行うこと。</p>	<p>国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。また、県の独自支援も考えていない。</p> <p>また、市町村等が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業）150千円
<p>⑩中山間地域等直接支払制度は、集落要件の緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化をすすめるよう求めること。県独自の直接支払制度も創設すること。</p>	<p>中山間地域等直接支払制度の第5期対策（令和2年度～令和6年度）として、国は体制整備単価（10割交付単価）要件を「集落戦略の作成」に一本化するとともに、集落協定の広域化や人材の確保、農業生産性の向上等の加算措置の新設・拡充、更には、農業者・市町村の事務負担の軽減や農業生産活動の継続を基本とした遡及返還措置の見直し等も講じることとなった。</p> <p>県としては、まずは国が行う事業制度の見直し等の詳細情報を収集し、今後、地元関係者の意見を聞きながら、必要に応じて国に事業制度の見直し等を働き掛けていきたい。</p>
<p>⑪加入率が低い収入保険制度、加入率が低下している共済制度の加入率を高めるため、保険料支援制度を県として創設すること。</p>	<p>被災1件から対応できる収入保険制度と農業共済制度は、農家経営のセーフティネットであり、国において既に農業者が支払う保険料や共済掛金等の一定割合を補助しているため、県として独自支援を検討しない。その上で、農家に対して制度を十分に理解していただくよう、県内農業団体と一緒に加入促進に努めていく。</p>
<p>⑫災害で被災した農家への、必要な施設や機械の復旧・更新・整備に、特別支援制度を創設すること。</p>	
<p>⑬種子法の復活を求めること。種子の自家採種を原則禁止する種苗法「改正」に反対すること。</p>	<p>令和元年7月に鳥取県農作物種子条例を制定し、県が果たすべき役割を明確にしたところであり、種子法の復活について、国への要望は考えていない。</p> <p>また、育成者権保護の必要性から種苗法改正への反対は考えていないが、自家採種に育成者権が及ぶ品目の拡大については、注視していきたい。</p>
<p>⑭県の農業支援の補助金等は、規模拡大や法人化を対象にせず、農業を続けたい・やりたい人全てを対象にすること。</p>	<p>県の農業支援の補助制度等は、担い手の規模拡大や法人化のみを補助対象としていない。県は、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の実現に向け、多くの意欲ある農業者の経営や地域農業において、5年先、10年先を見据え、活力を維持し、発展につながるよう、生産現場の要望等を踏まえ、必要な各種振興施策を推進していく。</p>
<p>⑮国の農協「改革」の押しつけに反対し、農協の自主性・独立性を尊重し、組合員・役員が力を合わせて協同組合としての原点にたった役割が果たせるよう、県として協力・支援すること。</p>	<p>農協改革については、県内JAグループにおいて自ら必要な自己改革が行われているものと承知している。</p>
<p>⑯農地中間管理事業は、条件不利地も事業の対象にし、借り受けた農地は団地化など必要な改良・整備を行い、地域の担い手に優先的に貸し出せるようにすること。</p>	<p>農地中間管理事業は、担い手に優良な農地を集積・集約化し、農業の生産性を高めることで、競争力を強化することを目的としており、条件不利地については事業対象としていないが、条件不利地であっても団地化や必要な改良整備を行うことで担い手農家等による活用が見込まれる場合は、農地中間機構関連農地整備事業や農地耕作条件改善事業を活用して整備した上で貸付を行っている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑰月齢規制が廃止されたBSEの全頭検査を復活すること。EUでは、子どもの成長異常や乳がん発生リスクがあるとして輸入が禁止されている、牛成長ホルモン投与の米国産牛肉は日本でも輸入禁止するよう求めること。発がん性が指摘されている農薬グリホサートの検査を県独自に行い、学校給食のパンへの使用を禁じ、県産小麦使用の支援をすること。小麦の食品表示は産地を書くようにルール化すること。</p>	<p>内閣府食品安全委員会の科学的な評価結果を踏まえ、平成29年4月のBSE対策特別措置法施行規則の改正により健康牛のBSE検査は廃止されたことから、全頭検査の実施は考えていない。</p> <p>牛のホルモン剤については、世界的に見ても米国、カナダ、豪州で使用が認められており、国際基準(Codex基準)においても適正に使用される場合、ヒトの健康への影響はないと判断されている。我が国では、薬事・食品衛生審議会において安全性を評価し残留基準を設定するとともに、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入牛肉のホルモン剤等の残留動物医薬品についてモニタリング検査を実施していることから、輸入禁止を求めることは考えていない。なお、厚生労働省は、EUの措置については、国際的には科学的根拠に裏打ちされたものではないとされているとの見解を示している。</p> <p>グリホサートの発がん性について我が国では、内閣府に設置されリスク評価を行う「食品安全委員会」が2016年7月に「発がん性及び遺伝毒性は認められない」との見解を示しており、また、全国でグリホサート基準値超過事例はなく、検査の必要性はないと判断している。そのため、学校給食のパンの使用を禁じたり、国産小麦への切替は必要ないと考えるが、どこの小麦を使用するかは、市町村の判断になる。また、小麦の表示については、食品表示法第4条第1項の規定に基づく表示基準により、生鮮品であれば原産地を、輸入小麦粉であれば、原産国名を表示するよう定められている。</p>
<p>⑱ゲノム編集食品は、遺伝子組み換え食品と同等の規制を求めること。</p>	<p>国は、令和元年9月に策定した「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」において、ゲノム編集技術応用食品のDNAの変化とその安全性は、自然界又は食品衛生法上特段の規制が設けられていない従来 of 育種技術による食品と同程度のリスクと考えられることから、特段の安全性審査を行う必要はなく、届出の対象としているが、今後の科学的知見の充実、国際的動向等を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととしている。本県としても引き続き国の検討状況を注視していく。</p>
<p>⑲標準伐期齢約50年での皆伐は、再び森林資源を枯渇させ、優良な資源作りを放棄するだけでなく、資源の再生を困難にするため、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業に取り組むこと。</p>	<p>地形や林道等路網の整備状況等の実態に応じて長伐期や複層林化を図るとともに、皆伐と再造林を進めることにより森林資源の平準化を図り、持続可能な林業を推進する取組への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐再造林推進モデル事業 19,963千円 ・皆伐再造林推進事業 14,000千円 ・間伐材搬出等事業 661,479千円 ・路網整備推進事業 533,239千円
<p>⑳森林組合、製材業、工務店が連携して、地場木材を活用するしくみをつくること。公共施設への県産材活用が計画的に行えるようにすること。</p>	<p>林業・木材産業の川上から川下までの事業者連携によるサプライチェーンを構築するとともに、ICTを活用した県産材のマッチングを推進する取組への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材安定供給体制整備事業 3,000千円

要望項目	左に対する対応方針等
②①自伐型林業に従事する若者が増えており、県としての支援策を講じること。	自伐型林業にも活用できる支援事業として、林業技術等を習得するためのOJT研修に要する経費を当初予算に計上するとともに、林業労働者の技術・技能向上、労働安全衛生環境の整備等の助成を行う。 ・鳥取県版緑の雇用支援事業 40,658千円 ・森林整備担い手育成総合対策事業 49,472千円
②②森林組合の組合員が所有する面積は大きく、地域の森林整備の中心的な役割を担っており、役割が発揮できるよう、森林組合自身への支援を行うこと。	森林組合が行う、高性能林業機械導入や路網整備などの条件整備や、現場作業を担う人材育成などへの支援を通じて、その活動を支援するための経費を当初予算に計上することとする。 ・低コスト林業機械リース等支援事業（県単事業） 73,054千円 ・路網整備推進事業 533,239千円 ・鳥取県版緑の雇用支援事業 40,658千円
②③漁業法の施行は2020年度からであるが、地域に定着した漁業者の優先権を保障する条例を策定すること。	漁業権を付与する者の決定については、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合、その者に免許することとなっていることから、条例制定は考えていない。
②④漁業共済・積み立てプラス制度を拡充し、所得対策を充実するよう求めること。	国の漁業共済・積み立てプラス制度は、減収等に係る各種補償において有効に機能しているところであり、具体的な支援の要請があれば、必要に応じて国へ働きかけていく。
②⑤時限立法措置の燃油の減免措置を恒久化するよう求めること。	農林漁業者に係る軽油引取税の課税免除特別措置は令和2年度までとなっているので、令和3年度以降に向けた国の検討を注視していく。
②⑥クロマグロの国際的な管理体制のもとで行う漁獲割当は、大中巻き網漁の漁船への規制をつよめ、沿岸漁業の操業を優先し、資源管理をすすめる、多様な規模の漁業の共存を図ること。	日本海で操業する大中型まき網は、2011年から他の漁業に先駆けて自主的に大型魚の漁獲上限の設定や操業自粛期間を定めるなど、厳しく資源管理に取り組んでいる。引き続き国際委員会が定める科学的根拠に基づく資源管理に取り組んでいく。
②⑦公選制が廃止された海区調整委員の選出は、漁業者の意見を十分反映させ、中小漁業者を閉め出す事が無いようにすること。	海区漁業調整委員会の委員については、公選制から知事選任となったが、漁業者の意見を十分反映できるよう漁業者、漁業者団体等から推薦・応募を求め、任命する。
②⑧漁業船管水域（EEZ）における外国漁船の規制、日韓・日台・日中などの漁業協定の締結を国の責任ですすめる、操業の安全を図るよう求めること。	令和元年8月9日に農林水産部長が水産庁長官に日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について要望した。今後も引き続き国へ要望していく。
【交通対策】	要望箇所における横断歩道の設置については、現地の交通状況等を見ながら必要性を検討する。
①主要地方道鳥取港線の鳥取北イオン入り口付近（南隈北）の交差点に、横断歩道を設置すること。	
②県道田島片原線に交わる県道（西品治の前田医院前の通り）は、街頭がところどころ消えているが、地域住民にも説明がない。暗くて危険との声があり、点灯すること。	当該道路は市道西品治田園線であるため、道路管理者である鳥取市に要望内容をお伝えする。
③県道河原インターを横切る河原町福和田から交差する道に横断歩道と信号を設置すること。	要望箇所における横断歩道及び交通信号機の設置については、引き続き、現地の交通状況等の変化を見ながら必要性を検討するが、通学児童等歩行者の安全対策として、現在の通学路である河原インター入口交差点信号機を歩車分離化しているので、引き続き同信号機を利用されたい。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
④地域や中山間地域での地域交通網は、地域の支えあいに頼り切るのではなく、公的に整備すること。	県、市町村、交通事業者が中心となり、令和2年度からバス、タクシー、共助交通を組み合わせた新たな交通体系の導入を検討しており、住民の協力も得ながら、各市町村とともに、持続できる地域交通鳥取モデルの構築を目指していく。
⑤無駄遣いとなり、在来線に悪影響を与える山陰整備新幹線構想は中止するよう求めること。	経済効果はもとより、災害時のリダンダンシー確保の観点からも、本県への新幹線の整備が必要と考えており、引き続き山陰における新幹線構想を推進する。
【私学協会関連】 ①中学・高校の部活動指導員など外部人材の処遇を改善し、人材確保できるようにすること。	スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助限度額を拡充する。 ・私立学校教育振興補助金（心豊かな学校づくり推進事業補助金 15,107千円）
②学生の寮に対する支援は、現在、舎監の半額助成となっているが、寮そのものの賃貸や家賃にも支援を拡充すること。	県外生徒等の募集、受入の支援として、寮の舎監の配置経費及び既存建物の改修による寮の整備経費について補助の対象としているが、建物を賃借している場合においても、舎監と学校との間に雇用関係がある場合には、舎監の配置経費を補助対象としている。 なお、寮の賃貸料や家賃に対する支援については、学校の意見をよく聞きながら検討していく。 ・私立学校教育振興補助金（私立高等学校振興補助金） 1,589,544千円 ・私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金 10,800千円
③探求型学習などを効果的に進めるには、専門職員の配置が必要であり、その人件費、交通費、印刷費、会場借り上げなど、事業に付随する経費等へと補助対象範囲を拡大すること。	各学校の特色ある取組に対しては、引き続き支援を行っていく。 ・私立学校教育振興補助金 1,910,081千円
④私立高校の就学援助金制度の変更で、世帯年収590万円未満の家庭は授業料の全額を国が負担することになったが、590万円～910万円の家庭はこれまでと変わらず月額9900円の支援で、その差が激しい。この差を緩和する措置を国に働きかけ、県としても独自に支援すること。また施設整備費への県の支援を拡大すること。	令和2年4月から予定されている国の私立高等学校授業料の実質無償化は、年収約590万円未満の世帯の教育費負担の軽減を図ろうとするものであるが、県としても国の制度に上乗せした支援を行うとともに、私立中学校の授業料等についても高校と同様の制度を県独自に創設する。 ・私立中学・高校生への学びの応援事業 102,574千円
⑤県予算に占める私立高校・中学校の生徒一人当たりの単価は全国一であるが、公立を100とした場合の公私間比率は30.3%で、全国平均の32.6%を下回っている。私立高校の支援単価を引き上げること。また私立幼稚園の生徒一人当たりの単価は全国平均を下回っている。私立幼稚園への生徒一人当たりの単価を引き上げること。	私立学校の経常費助成については、私立学校教育振興補助金の補助単価を公立学校との均衡を考慮した生徒一人当たり全国一の水準を引き続き維持していきたい。また、一般分においては、平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに学校経営の実態に基づき、単価を見直している。 私立幼稚園の運営費補助単価については、幼児教育・保育無償化が通年実施となる令和2年度の動向や、子ども・子育て支援新制度への幼稚園の移行希望等を踏まえ、単価改定の可否を検討する。
⑥私立幼稚園の運営費補助金の子ども一人あたりの単価は、国が2015年度178235円から2019年187449円に増額しており、その増加相当額を、県として支援すること。	

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑦幼稚園教諭・保育士の処遇改善や、総合的な人材確保策を、県が独自に取り組むこと。</p>	<p>幼稚園教諭（子ども・子育て支援新制度未移行園に限る）に対する処遇改善のため、助成単価を増額する。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施設においては、国制度である平均勤続年数に応じた加算及び技能・経験に応じた処遇改善等加算、1歳児加配保育士を中心とした正規職員単価での人件費を支援する県補助金を併せて活用するよう働きかけ、処遇改善を図る。</p> <p>また、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職支援や現職保育士の相談窓口の設置、1対1で支援するエルダー制度の普及などを引き続き実施するとともに、保育士養成校に進学する学生に対する修学資金貸付などの経済支援を行い、人材確保に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園等運営費補助金 238,037千円 ・保育士確保対策強化事業 107,471千円
<p>⑧幼稚園・認定こども園での2歳児の受入が増えているが、低年齢に合わせた幼児教育・保育ができるよう、人的配置への支援を強化すること。</p>	<p>幼稚園における2歳児の受入に際しては、子育て支援活動への支援として助成を行っている。また、保育の必要性が認められる2歳児については、子ども・子育て支援交付金（一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））による支援を行っており、新たな助成事業等による支援の強化は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園等運営費補助金 238,037千円
<p>⑨専修・各種学校は、若者の県内での各種資格の取得や、県内就職の道を開き、鳥取県の将来を担う人材を確保することに寄与している。少子化や人口減少によって生徒数が減少しており、学校が存続できるよう、県として以下のような支援をするよう求める。</p> <p>1 専修・各種学校関係者、総合教育推進課以外の学校関連部局（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）、高等教育機関や就職関連機関（ハローワーク、ポリテクセンターなど）が、「地元で学び」「地元で働く」若者を増やす施策・制度を、協働して創設すること</p>	<p>専修学校・各種学校については、関連部局で連携・協力して必要な支援を行っているが、今後も地元で学び、地元で働く若者を増やすため、連携強化に一層努めていく。</p> <p>また、未来人材育成基金による若者の地元定着を進めてきたところであり、業界から要望があれば、対象業種の拡大を含め検討する。</p> <p>学生の県内企業への就職を促進するため、引き続き学生や中・高生に県内企業や県内就職の良さを紹介する情報誌を配布するとともに、鳥取県の就活サイト「とっとり就活ナビ」の運営や、大手就活サイトでの鳥取県特設ページの開設や県内企業を紹介する動画の配信、合同企業説明会の開催など、県内企業情報の発信に取り組む。</p> <p>県内企業に対して、大手就活サイトや大学等の構内のサイネージを活用した情報発信、A I面接導入や採用試験受験学生に対する交通費支給に係る経費を支援するとともに、大学等と連携しながら長期有償型インターンシップを含む「とっとりインターンシップ」を推進し、学生の就職意識の醸成や県内企業への理解を深めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり企業魅力発信・採用活動支援事業 47,389千円 ・とっとりインターンシップ推進事業 37,263千円
<p>2 平成28年度から開始された「理美容学校等に関する支援事業」が、平成30年度で事業終了となっているが、終業後の状況を分析し、生徒減などの状況があれば、必要な支援を検討すること。</p>	<p>理美容学校に対する必要な支援を把握するため、平成31年4月に鳥取県理容美容専門学校、令和元年6月に米子ビューティカレッジと意見交換を行ったところ、両校からは、県に対する支援継続の意向は示されなかった。なお、鳥取県理容美容専門学校は、これまでの取組を整理・分析したうえで、効果的な授業を検討するとの方針であり、又、米子ビューティカレッジは、令和3年3月末に閉校するとの判断が示された。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
3 「鳥取県介護福祉士等修学資金」制度を継続すること。他県の早期募集で人材が流出することがないように、鳥取県制度の募集時期を早め、募集人数を拡大すること。	鳥取県介護福祉士等修学資金については、当初予算において、引き続き制度を継続するとともに、募集時期等については、実施主体である鳥取県社会福祉協議会と連携して、関係機関と協議して検討する。 ・介護福祉士等修学資金貸付事業 4, 276千円
4 介護福祉士の入学者を増やすため、離職者訓練の広報や、高校進路指導担当者への説明等を行うこと。	離職者支援に対する介護福祉士養成科の受講生募集の早期化など、広報を強化するとともに、引き続き、鳥取県福祉人材センターの高等学校訪問による進路担当者への就職説明を行っていく。
5 法改正に伴う理学療法士・作業療法士の臨床指導者養成講座の実習費用に対し助成すること。	臨床実習そのものは養成校が主として運営されているものであり、臨床実習指導者の養成についても養成校が負担すべきと考えられ、助成は困難である。
6 専修学校への運営費助成を増額すること。(専修学校1/15から2/15へ、高等専修学校2/15から3/15へ)	私立専修学校については、これまでと同様の運営費支援を行っていくこととしている。 ・私立学校教育振興補助金(私立専修学校教育振興補助金) 81, 731千円
7 県内専門学校(専修学校専門課程)進学フェア助成金を増額すること。現在の補助金額では、貸し切りバスの調達が1台しかできない。東・中・西の各圏域からバスが出せるように、せめて10万円増額すること。	平成30年度から同フェア開催経費に対する助成を行っているが、協会の意見をよく聞きながら、検討を行っていく。 ・私立学校支援等事業(私立学校協会補助金) 1, 770千円
8 不登校となっている子どもの学習の場を保障するため、フリースクール(私立適用指導教室)運営費補助の増額と、保護者負担軽減のための助成を検討すること。	フリースクールの運営費に対する助成を引き続き行うとともに、フリースクールに通う児童生徒の経済的負担の軽減について、国事業を活用した事業実施について当初予算に計上することとする。 ・フリースクール連携推進事業 8, 750千円
9 地元専門学校進学者への学費支援を行うこと。	来年度から、国の高等教育の修学支援新制度により、低所得者世帯の専門学校生について、授業料等の減免及び給付型奨学金の支給による経済的支援が行われることとなり、県独自の学費支援は考えていない。
10 政府は、全都道府県に少なくとも1校は夜間中学校を設置しているが、鳥取県にはまだできていない。中学形式卒業生、不登校、貧困など、様々な理由で義務教育を受けることができなかった方々が、学び直しすることができる、夜間中学校を早期に創設すること。	平成30年度に、鳥取県教育審議会に「夜間中学等調査研究部会」を設置して、夜間中学設置に当たっての課題やその解消等に関する調査研究を2年間にわたり行っている。平成30年度以降、ニーズ調査の実施、先進地視察の実施、シンポジウムの開催等を行い、県内における夜間中学の周知が少しずつ図られているとともに、夜間中学設置に当たっての課題等についても明らかになってきた。今年度内に、2年間の調査研究部会の活動内容を報告書としてまとめ、それを基に、教育委員会内で設置の方向性について検討する予定である。
11 県内高校生の運転免許取得が夏休みに混み合い大変である。夏休みより早く自動車学校に通えるようにすること。	運転免許取得のための自動車教習所への通学許可については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、入所時期を含めて適切に対応できるよう、国の通知を踏まえて各学校に依頼しているところであり、引き続き適切な対応を求めていく。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
12 教習用自動車に対する自動車税を課税免除すること。	<p>教習車の自動車税軽減については、平成18年度に見直しが行われ、一定の公益性は認められるものの、収益事業であることや自動車税に道路損傷負担金の側面がある等の観点により、全額免除から営業車並み課税としたところである。</p> <p>交通安全施策における自動車教習事業の公益性や法人の経営状況等を把握した上で、課税免除の是非を検討する。</p>
13 高齢者講習、認知機能検査委託料（単価）を引き上げ、手数料100%を委託料とすること。	<p>高齢者講習等の委託料は、その財源とする手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習・認知機能検査の委託料については、その額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところである。</p>
14 教職員の資質向上のために行う私立学校の教職員研修、教育研究等の教育振興事業に要する経費の一部助成を継続すること。	<p>私立学校の教職員研修、教育研究等の教育振興事業に対しては、引き続き支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金 1,910,081千円 ・私立学校支援等事業（私立学校協会補助金 1,770千円） （私立学校経営相談事業補助金 314千円）
15 鳥取県私学振興会の実施する退職金給付事業に対する補助率（標準給与総額の36/1000）を堅持すること。	<p>鳥取県私学振興会に対しては、引き続き従前どおりの補助率支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私立学校教職員退職金給付財源補助金） 87,786千円
16 日本私立学校振興・共済事業団の実施する私学共済制度に対する補助率（8/1000）を堅持すること。	<p>私学共済制度については、引き続き従前どおりの補助率支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（日本私立学校振興・共済事業団補助金） 14,570千円
17 私学経営相談事業に対する補助金（35万円）を堅持すること。	<p>私学経営相談事業に対しては、引き続き補助を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私立学校経営相談事業補助金） 314千円
18 激変する教育環境や制度に対応し、最新の教育課題について情報収集するため、先進地・先進校の調査研究を実施するための費用（旅費、交通費）及び報告書作成費用として、15万円助成をすること。	<p>鳥取県私立学校協会の行う教育研究等の事業に対しては、引き続き補助を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校支援等事業（私立学校協会補助金 1,770千円）

要望項目	左に対する対応方針等	
【鳥取県小学校体育連盟関連】 ① 鳥取県小学校運動記録会開催事業（陸上分）を継続実施すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対し、それぞれの要望を踏まえて、毎年助成を行っており、引き続き支援を行う。 ・学校関係体育大会推進費 39,180千円（総額）	
【鳥取県中学校体育連盟関連】 ①第46回鳥取県中学校総合体育大会核競技運営費補助金は、昨年度並みの予算を確保すること。		
②令和2年度中国ブロック中学校選手権大会運営費補助金は、剣道と相撲の2競技の県内開催が決定しており、それにふさわしい予算措置をすること。		
③全国大会・中国ブロック大会選手派遣費補助金は、昨年度並みの予算を確保すること。		
【鳥取県高等学校体育連盟関連】 ①鳥取県高等学校総合体育大会開催補助金を継続すること。		
②中国ブロック高等学校選手権大会開催補助金を継続すること。（今回5競技×14万円）		
③全国高等学校総合体育大会派遣補助金を継続すること。		
【鳥取県PTA協議会関連】 ① 調査研究研修事業補助金を継続すること。		鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き各種事業への支援を継続していく。 また、県主催の各種会議等に委員として参加していただく際の交通費については、すべて県負担としている。 ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会補助金） 878千円
②機関誌発行事業補助金を継続すること。		
③鳥取県PTA研究大会補助金を継続すること。		
④社会教育団体交流室使用助成事業を継続すること。		
⑤PTA指導者支援事業を継続すること。		
⑥PTA活動は、学校運営に関わる教職員と保護者が、対等に、互いに話し合うことを通じて、子どもたちを中心にすえた教育環境を整えていく大切な場となっている。またPTA協議会は、県の各種会議の構成団体となり、県の教育施策の推進に重要な役割を担っている。こうした活動を支えるPTA協議会の事務局体制を持続可能なものとするため、運営費への支援をすること。また県の各種会議参加の交通費は、会長代理の場合であっても支給すること。		
【鳥取県社会福祉協議会関連】 ①平成30年4月1日施行の改正社会福祉法では、地域においてだれもがともに生きる社会を実現することが求められており、そのためには、地域住民の生活課題の解決のため、あらゆる福祉分野を包括するしくみや拠点整備が必要である。それらを進めるため、行政の「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が一体的に策定される必要性が国の指針に明記されている。県と同時に、各市町村においても、一体的な計画策定が行われるよう、県がはたらきかけを	昨年度から、県と県社会福祉協議会が共同して、市町村と市町村社会福祉協議会を対象とした地域福祉推進に関するセミナーを開催し、社会福祉法の改正を踏まえた理念の共有を図るとともに地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体的に策定されるように情報提供や働きかけを行っている。 ・市町村包括的福祉支援体制整備推進事業 11,175千円	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>すること。</p>	
<p>②日常生活自立支援事業の安定的運営のため、国の利用件数に応じた補助基準額（単価制）にかかわらず、従来通り必要額を県として財源確保すること。</p>	<p>県として事業の必要額を確保するとともに、国に対して必要な財源措置がなされるよう、引き続き働きかけたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 44,441千円
<p>③第36回（令和5年度）全国健康福祉祭（ねんりんピック）鳥取県開催にむけての機運醸成をはかる取り組みへの支援をすること。</p>	<p>令和5年度に本県での開催が決定しているねんりんピック（全国健康福祉祭）に関しては、令和3年度に本県で一部競技が開催される「ワールドマスターズゲームズ2021関西」と連携したPRや、今後、各関係機関と連携し、プレイベント等を通して大会の周知・浸透を図り、県民の気運を高めていきたい。</p>
<p>④不足する福祉・介護人材の確保にむけて、県社協が行っている「就職支援コーディネーター」を現在の1名から更に増員すること。（相談件数がこの3年間で約2倍になっている）。また、介護人材参入促進のための「介護福祉士等修学資金貸付事業」の資金確保と、制度活用に必要な連帯保証人に代わる法人保証制度の創設をおこなうこと。（個人の保証人が得られない場合がある）。</p>	<p>「就職支援コーディネーター」の増員配置を行う。</p> <p>また、「介護福祉士等修学資金貸付事業」については、貸付原資を国へ要望するとともに、法人保証については、実施主体である鳥取県社会福祉協議会に、連帯保証人として法人を認めるように通知し、取扱いを見直されたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（介護人材確保のためのマッチング機能強化事業） 9,616千円 ・介護福祉士等修学資金貸付事業 4,276千円
<p>【鳥取県民生児童委員協議会関連】 ①少子化、高齢化、核家族化などがすすみ、民生児童委員の活動がますます求められる状況にある。民生委員・児童委員活動費及び地区民生児童委員協議会活動推進費補助金について、引き続き予算を確保すること。</p>	<p>民生委員・児童委員には一層の活動の充実に資するため、要望額どおり助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費（民生委員活動費等） 63,529千円 ・民生委員費（地区民生児童委員協議会等補助金） 15,500千円
<p>②民生委員制度やその活動について、広く社会の理解と協力を得るためにも、継続的な広報・PR活動など活動環境整備にとりくむこと。</p>	<p>民生委員制度や活動については、県民の方が正しく理解していただけるよう、引き続き県政だより、新聞等各種媒体を活用して周知していく。</p>
<p>【鳥取県老人クラブ連合会関連】 ①県内の老人クラブは、695クラブ・32191人を擁し、高齢者の自主的な仲間作り、介護予防や健康作りの活動にも寄与し、地域にとって不可欠の存在となっている。単位老人クラブに対する補助を継続・拡充すること。</p>	<p>単位老人クラブは地域における訪問・声かけ、清掃・支え合い活動など、地域を支える担い手として活躍されており、単位老人クラブ活動に対する支援を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金） 34,264千円
<p>②単位老人クラブ活動を活性化するため、市町村老人クラブ連合会の果たす役割は大きい。その活動を保障するためにも、市町村老人クラブ連合会補助金を継続、拡充すること。</p>	<p>市町村老人クラブ連合会は単位老人クラブのサポート・支援、市町村域での健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されており、市町村老人クラブ連合会に対する支援を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金） 34,264千円

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>③県老人クラブ連合会が行う、老人クラブ活動推進員、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業補助金を継続し、拡充すること</p>	<p>県老人クラブ連合会は市町村老人クラブ連合会のサポート・支援、県域での健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されており、県老人クラブ連合会に対する支援を引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金） 34,264千円
<p>【鳥取県肢体不自由児協会・鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会関連】 ①本協会は、肢体不自由児の療育思想を普及し、その福祉増進を目的に活動しているが、運営財源は、会費と絵はがき等の寄付金収益、県補助金、共同募金会助成金となっており、財源確保に苦勞している。そのため、肢体不自由児に対する理解と社会参加の支援を図る療育指導誌「いずみ」の発行について、引き続き支援をすること。</p>	<p>協会が実施する事業（機関紙「いずみ」発行、父母の会大会開催経費）への助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（機関紙、大会助成） 750千円
<p>②第55回鳥取県肢体不自由児者父母の大会開催事業の支援を継続すること。</p>	<p>協会が実施する事業（機関紙「いずみ」発行、父母の会大会開催経費）への助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（機関紙、大会助成） 750千円
<p>③重度心身障がい児者の運動障害は、強度の筋緊張、側彎、間接硬縮痛、その他の合併症が加齢とともに加わっていく。また、重度心身障がい児者は自発的に働ける能力が十分でないことから、運動機能の維持のためにリハビリが必要である。しかし、医療的ケアが必要であるため時間的に厳しく、通院が難しい。そのような中、生活介護、日中一時の事業所でリハビリを日常的に行える機会があれば、運動障がいの軽減にもつながり、保護者の高齢化に対する支援にもなる。ついては、重度心身障がい児者の生活の質の向上にむけ、リハビリを生活介護や日中一時の事業所で行える制度の創設をすること。また、重度心身障がい児者は保護者責任で歯科医に通い、管理することが大切であるが、バリアフリー化している医院があまりなく不便である。バリアフリー化への補助金制度が周知される仕組みをつくること。また在宅訪問歯科のしくみをつくること。</p>	<p>重度の障がい児者に対する手厚い支援など、地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実に向けては、引き続き国に要望を行っていく。</p> <p>訪問歯科の仕組みについては、まずは、施設入所している障がい者への訪問診療の取組として、施設へ歯科医師等を派遣して口腔検診を行う事業を新規に開始できるよう、当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等歯科医療技術者養成事業 948千円
<p>④本県は、あいサポート運動等全国的に先駆けて障がい者への理解促進が図られているが、重度心身障がい児者については、日常的に社会との交流が難しく、なかなか理解が得られていない。重度心身障がい児者の分野の看護師等が少なく、必要なサービスが受けられない状況にある。この分野での看護師等が増えるよう、対策を講じること。</p>	<p>県内の看護学生等を対象とした事業所見学や現場で従事する看護職員が講師となって仕事のやりがい等に関する講義を行うなど、県内障がい福祉分野における人材確保に向けた取組を行っている。</p> <p>今後も引き続き、事業所見学や講義等を通じて仕事の魅力ややりがいを知る機会を創出し、障がい福祉分野への就業促進を図っていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>【鳥取県手をつなぐ育成会関連】</p> <p>①親亡き後の安心サポート体制について、ファイルの全体的な普及・活用は、まだ途上であり、他の障害者団体、特別支援学校、小グループによる活動などへのさらなる普及と活用の拡大や、関係機関等への周知による理解と協力を更に求めていく必要がある。コーディネーター設置について支援を継続すること。サポートファイルの内容について、地域生活支援拠点の整備に伴って、事業者と利用者の共通理解を図るものへと改良することや、「親亡き後等に関する保護者アンケート調査報告書」の提言を具体化するための、「検討委員会設置」への支援をすること。</p>	<p>安心サポートファイルを活用した普及啓発とコーディネーター配置、及び検討委員会の設置に継続して取り組む。</p> <p>・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3, 511千円</p>
<p>②障がい者社会参加促進事業（知的障がい者社会参加促進事業、知的障がい者スポーツ振興事業、知的障がい者団体広報啓発事業）への助成を継続すること。</p>	<p>育成会が実施する大会等障がい者の社会参加を促進する取組への助成を継続する。</p> <p>・地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業） 12, 508千円</p>
<p>③療育手帳に加え、厚生労働省令改正で、令和元年4月1日から、身体障害者手帳及び精神障害者保険福祉手帳も、自治体の判断により、カード化が可能となっている（すでに山口県では実施）。カードのサイズはクレジットカードや運転免許証と同じサイズで、従来の手帳より耐久性に優れ、小さくて持ち運び安く、提示しやすいなど利便性が向上している。手帳の場合は、破れやすく、破れても再発行ができず、不便でもある。障害者手帳を当事者の希望に沿って、従来の手帳か、障害者手帳のカード化かを、選択できるようにすること。</p>	<p>課題を共有する各都道府県と連携しながら、療育手帳、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の3障がいについて、カード化に向けた検討を行っている。手帳所持者にとって使いやすい制度となるよう、検討を進めていく。</p>
<p>【鳥取県身体障害者福祉協会関連】</p> <p>①障害者差別解消法、あいサポート条例を実効性あるものとするため、事業者や県民が、障がいや障がい者を正しく理解するための施策に積極的に取り組み、障がいや障がい者に対する正しい理解を促進すること。</p>	<p>障害者差別解消法及びあいサポート条例の趣旨に従い、事業者や県民による障がい者に対する理解を更に深めるため、研修等の取組を引き続き実施していく。</p> <p>・あいサポート推進事業 12, 486千円</p>
<p>②あいサポート条例の5つの柱の一つに、「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実」が掲げられ、その手段の一つである、手話通訳者派遣の県費負担制度は、徐々に充実しており望ましいことである。しかし、視覚障害者にとって大切なコミュニケーション手段である点字資料作成に係る助成制度がない。特に点字資料の作成頻度が高い福祉団体は、財政基盤が脆弱な団体が多いため、会議や事業を多く実施すると、財政的な負担が重くなるため、点字資料作成の助成制度を創設すること。（ちなみに、身障者大会関連の15ページの点字資料作成で3万円。役員会議資料6ページで1万2千円が年6～8回の会議で、約10万円かかる）。</p>	<p>障がい者団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費への支援を行うとともに、情報保障の一環として、点字資料の作成への支援も拡充する。</p> <p>・点字資料等作成支援事業 300千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県聴覚障害者協会関連】 あいサポート条例の趣旨を踏まえ、「検討する」と県が回答してきた以下の点について、具体化を図ること。 鳥取県中部地震において、聴覚障害当事者が、災害情報が入らず大変困惑した状況が生まれた。全国版のニュースには字幕付与があり、地方版のローカルニュースには、全く字幕がつかない現状がある。また、地域の防災無線が音声言語による防災無線であるため、きこえない・きこえにくい当事者にとって、情報を得ることが困難であり、情報を把握できない難民となっている。あいサポート条例をもつ鳥取県にある放送局の責務として、NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自で放送するニュース及び番組に字幕付与と手話言語を挿入するよう求めること。地域の防災無線をリアルタイムで、すべての情報を把握できるようにすること。「安心トリピーなび」（鳥取県防災アプリ）を聴覚障害者協会や関係者に説明し、利用促進をはかること。</p>	<p>テレビのローカルニュースにおける手話同時通訳等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、最終的に判断されるものだが、県としても、機会を捉えて放送事業者へ引き続き働きかけを行っていく。 また、「あんしんトリピーなび」について聴覚障がい者などに対し、その効果的な利用を引き続き促していくとともに、市町村に対しては防災行政無線の情報など災害時の情報アクセスの確保について、積極的な提供が図られるよう理解を求めていく。</p>
<p>【精神障害者家族会関連】 精神障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を構築すること。 ①県民の生活状況のなかで、引きこもりの人が苦しんでいる。この中には、精神疾患に関わる人たちも多いと考えられる。原因に精神障がいへの差別と偏見、そして精神障がいへの正しい教育の低下を実感する。全県民への啓発を再度徹底すること。</p>	<p>障害者差別解消法及びあいサポート条例の趣旨に従い、事業者や県民による精神障がい者の方に対する理解を更に深めるため、研修等の取組を引き続き実施していく。 ・あいサポート推進事業 12,486千円</p>
<p>②以前より、アウトリーチの体制整備を要望しているが、進展が見えない。県内の現状と今後の対策を示すこと。総社市のひきこもり対策支援を学ぶこと。</p>	<p>アウトリーチ的な取組の一つとして、支援が困難な方について多(他)職種・多(他)機関で訪問等を行い地域で支えるために有効な仕組みについて検討する事業を西部地域でモデル的に実施しており、蓄積したノウハウ等を各圏域へ展開していく。また、他県で行われている先進的な取組についても、参考にしてみたい。</p>
<p>③精神疾患等について、いつでも、だれでも電話相談できる体制をどの市町村にも設置できるよう支援すること。</p>	<p>東中西部の各保健所・福祉保健局や県立精神保健福祉センターにおいて、随時相談対応を行っているのに加え、県内2病院に委託して夜間休日の電話相談も行っている。その情報を県のホームページに公開することで相談窓口を幅広く周知し、県下全体をカバーできる体制を充実させていく。</p>
<p>精神障害のある人の就労について、現状実態を踏まえて制度政策を補完するとともに、県独自の政策を構築すること。 ①現在の就労継続支援事業所は、作業効率を優先し、利用者を支援する場であるという本来の機能が活かされているとは思えない。ぜひ、福祉制度の充実とともに、作業にやりがいの持てる支援をすること。</p>	<p>精神障がいの方等で利用日数や利用時間の短い方に適した作業の切り出しを行うことや、来所しやすい環境を整備することなど、令和元年度6月補正予算で「就労継続支援事業所体制強化事業」に取り組んだ。令和2年度はその事業の検証を行いながら、精神障がい者が働きやすい環境づくりを支援していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②行政・企業への就労が進んでおらず、定着もしていない状況がある。それぞれの経営者や従業員等への精神障がい者の特性や対応等について研修の充実を図ること。</p>	<p>障がい者雇用の状況を把握するため令和元年度に実施した「障がい者雇用実態調査」の結果を活用し、経営者等対象の「企業トップセミナー」を開催するほか、引き続き同僚等対象の「障がい者仕事サポーター養成講座」を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者就業定着支援強化事業：29,376千円 (うち、(新)障がい者雇用を進めるための企業トップセミナー：834千円) (うち、とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業：132千円)
<p>去る6月26日、「精神障害者の交通運賃に関する請願」が第198回国会衆参両院国土交通委員会において採択された。精神障がい者は、他の障害者と比較して格差がある。関係機関に働きかけ、格差を改善すること。</p> <p>①県内におけるハイヤータクシーの運賃割引制度の適用。 ②県内発着の高速バス及び定期バス料金半額の適用。</p>	<p>精神障がい者についても身体・知的障がい者と同等の運賃割引の対象とするよう、交通事業者に対する働きかけを継続していく。</p>
<p>【鳥取県腎友会関連】</p> <p>①鳥取県特別医療費助成制度を継続すること。また年金削減や消費税増税で医療費の負担感が増しており、医療費無料化に向けても取り組みを前進させること。</p>	<p>特別医療費助成制度は、令和2年度も継続して実施する。</p> <p>なお、この事業は安定的かつ持続可能な制度となるよう、利用に応じた一定の自己負担を求めており、現時点で無料化の導入など見直しは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別医療費助成事業費 1,623,482千円
<p>②週3回の人工透析を支え、疾病の早期発見早期治療には、透析に関する専門性の高い医師及びスタッフが必要であり、県として具体的に養成するための施策を講じること。また、専門医に受診しやすいしくみをつくること。</p>	<p>鳥取県内の医師及び看護師の確保に向けて、医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医・腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。</p>
<p>③週3回の透析を受けるための通院には交通手段が必要である。特に、足の不自由な高齢者や、車椅子の患者、公共交通機関の利便性の悪い地域の患者など、特別な支援が必要である。仮に1回のタクシー代金が500円として、週3往復、年間約156往復で、通院費だけで約15万円もかかる。市町村の補助制度も格差がある。県として通院費用助成を行うこと。また現在検討されている中山間地域などのへのタクシー助成制度の活用も検討すること。</p>	<p>通院費については、透析患者など身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、単独で通院費助成制度を設けている市町村もあり、その活用を呼びかけていきたい。</p>
<p>④2025年には、75歳以上かつ、透析患者の数が急増することが想定されます。また合併症の発生頻度も高く、入院が必要なケースも増加すると考えられます。透析施設が備わった病院の確保、増床をすること。高齢者など要介護者の通院支援、通院困難者を受け入れる福祉施設を増やすため、市町村任せにせず、県として役割を發揮し、施策を講じること。</p>	<p>「鳥取県地域医療構想」に基づき、地域の実情や患者のニーズに応じて、高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目無く提供される体制が確保されるよう、地域医療介護総合確保基金等を活用しながら取組を進めており、透析患者についても、入院を含めた必要な医療提供体制が確保されるよう努めていく。</p> <p>また、透析に係る医療費負担を支援するため県特別医療費助成条例に基づく現行の減免制度を継続するなど、生活面での負担軽減を図るとともに、障がい者プランに基づき、グループホームの整備など障がい者が地域で安心して暮らせるための環境整備にも取り組んでいく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑤人工透析患者を増やさない取り組みとして、鳥取県と腎友会が共催してきた、県民健康講座は好評であり、直近では初めて100名を超える参加となった。引き続き、健康講座を開催し、県・市町村と患者が一緒になっての腎臓病についての啓発・広報活動を強化すること。</p>	<p>県では腎友会との共催で、一般の方や医療機関、保健指導従事者を対象とした県民健康講座を開催し、慢性腎臓病（CKD）の予防や早期発見、早期治療の啓発に取り組んでおり、来年度も引き続き実施することとしている。</p> <p>・糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業（慢性腎臓病（CKD）予防対策事業）50千円</p>
<p>⑥近年、地震、台風、集中豪雨など、大災害が頻発しており、透析患者にとって、災害時に透析ができる医療機関の確保が切実な願いとなっている。特に、介護が必要な透析患者は、避難の手助けや通院移動の保証も必要である。災害に、どこに、どのように、透析医療にアクセスしたらよいか、患者自身に知らされておらず、大変不安な状態におかれている。病院、市町村任せにせず、県も関与し、県全体で、災害時の透析の体制整備を検討し、患者本人も含めて一緒に検討し、災害時にどのようにすればよいかわかるようにすること。</p>	<p>災害時においても継続して人工透析の提供が必要なことから、県では、災害時の透析医療体制の整備及び確保のため、以前から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして、全県担当及び東中西部の各保健医療圏に設置をしたり、「災害時における透析医療の活動指針」を策定し、関係機関の役割を明確にしたところであり、これに基づいて体制整備を行っている。</p>
<p>⑦臓器移植のキャンペーンの強化と法整備をすすめること。また再生医療・研究への支援を中断することがないよう国に求めること。臓器移植の本人登録料の軽減をはかること。</p>	<p>臓器移植は、県民の理解と支援があって成り立つ制度であることから、(財)鳥取県臓器バンクと連携等を行い、街頭キャンペーンやグリーンライトアップなど臓器提供や移植への理解にかかる普及啓発を実施する。</p>
<p>⑧厚労省の「地域医療構想ガイドライン検討会」から突然統廃合病院名が出され、鳥取県では、済生会境港総合病院（透析患者約55名）、岩美病院（透析患者約14名）、日南病院、西伯病院が名指しされた。これら病床削減がすすめば、多くの透析患者が生活していくための場所がなくなり、介護難民、医療難民になりかねない。再編統合病院名の名指しを撤回し、地域の実情、住民、患者の声を大切に、病院は命に結びついていることを、肝に銘じるよう、厚労省に提言すること。</p>	<p>命と健康を守る最後の砦である公立・公的医療機関等が全国一律の基準で機械的に再編統合される事態は、あってはならないことであり、県、全国知事会、全国自治体病院開設者協議会等の立場からも、厚生労働省に対して強く抗議しており、厚生労働省も再編統合を強制するものではないとしている。</p>
<p>【鳥取県農業会議関連】 農業会議は県段階の市町村農業委員会の支援組織として、「鳥取県農地利用最適化推進運動方針」を定め、市町村農業委員会と共に活動し、支援を行っている。農地利用を一層促進するため、活動の強化とその支援が必要である。</p> <p>①農業委員会活動強化対策事業を継続すること。 ②農業会議運営・活動費支援を継続すること。 ③機構集積支援事業を継続すること。 ④新規就農者早期育成支援事業（県版農の雇用事業）を継続すること。 ⑤農業法人設立・経営力向上支援事業を継続すること。</p>	<p>県農業会議関係事業については、各種事業が継続できるよう次のとおり、当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会活動強化対策事業 8,674千円 ・農業委員会ネットワーク機構負担金 10,606千円 ・運営事務費 2,565千円 ・機構集積支援事業 13,130千円 ・未来を託す農場リーダー育成事業 60,960千円 ・農業法人設立・経営力向上支援事業 8,359千円
<p>【鳥取県農業協同組合中央会関連】 ①食料向上率向上のための取り組みを行うよう求めること。</p>	<p>政府は3月末に食料自給率の目標設定を盛り込んだ「食料・農業・農村基本計画」を改定する見込みであることから、引き続き国の動向等を注視しながら、JAグループ鳥取の意見等も踏まえて、適切に対応していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
② 新規就農者を増やすための支援策と予算を確保・充実すること。	<p>新規就農者の確保・育成を目的として、就農研修の実施、就農初期に必要な機械・施設整備支援、産地の受入体制づくり等について、引き続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者総合支援事業 312,448千円 ・園芸産地継承システムづくり支援事業 6,920千円 ・鳥取発！アグリスタート研修支援事業 53,911千円 ・農の雇用ステップアップ支援事業 67,049千円
③ 「人・農地プラン」が改定時期を迎えているが、地域での話し合いができるように、支援すること。	<p>「人・農地プラン」の実質化に向けた地域での話し合いを進めるため、アンケートの実施や地域の現況を地図化により把握するなどの取組への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用適正化総合推進事業（人・農地問題解決加速化支援事業費補助金） 5,962千円
④ 米の需要と価格の安定に向けた需要に応じた生産をすすめるため、水田フル活用に関する交付体系や予算を恒久的に確保するよう求めること。	<p>米の需給調整に当たっては、水田フル活用を推進することが重要であることから、飼料用米、大豆等の作付を推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金等について十分な予算を確保するよう令和元年7月に国へ要望している。</p>
⑤ 中小規模・家族経営の生産基盤の維持・拡大をはかるため、外部支援組織に対する支援や、作業効率化に資する畜舎等の補修・改修への支援、経営継承に対する総合的な支援を講じること。	<p>国において、飼料生産組織や酪農ヘルパーなど外部支援組織への支援事業、経営継承を円滑にするための施設整備や担い手の研修への支援事業があるので有効に活用していただきたい。また県においても中小農家で活用可能で規模拡大を要件としない県版クラスター事業を用意しており、個別の要望を確認しながら対応していきたい。</p>
⑥ 老朽化した家畜排泄物処理施設の補改修等への支援を継続・拡充するとともに、共同堆肥センターや堆肥の高品質化の取り組み等に対する支援を講じること。	<p>農畜産業振興機構や国の事業が活用できる場合があるため、個別の要望内容を具体的にお聞きした上で対応していきたい。</p>
⑦ 豚コレラの一日も早い終息と合わせ、アフリカ豚コレラ等に対する空港や港湾等における徹底した水際対策（消毒の徹底、探知犬の全空港・全港湾への導入等）のほか、防護柵の設置など、飼育衛生管理体制の強化の取り組みに対する支援を拡充すること。	<p>豚コレラなどの家畜伝染病の被害防止対策の強化については、水際対策も含め、これまでも国に要望している。飼養衛生管理の強化については、県独自でも防護柵の設置などを支援しており、引き続き状況に応じて対応を考えていきたい。</p>
⑧ 畜産・酪農の経営安定等のため、万全な経営安定対策の措置、加工原料乳生産者補給金の充実をはかること。	<p>畜産経営安定対策については、昨年度から、牛豚マルキンの補填率が引き上げられており、加工原料乳生産者補給金については、令和2年度に集送乳調整金の単価が増額される予定である。今後も情報収集に努め、必要に応じて国に対策を求めていきたい。</p>
⑨ 国内飼料生産基盤の強化に向け、草地の生産性向上や未利用資源の活用等に対する継続的な支援を行うとともに、国産濃厚飼料の本格的な生産・利用に向けた支援の拡充や配合飼料価格安定制度の安定的な運用を行うこと。	<p>飼料生産の生産性向上、未利用資源の利用拡大や国産濃厚飼料の生産利用については、国の支援事業を有効に活用していただきたい。また配合飼料価格安定制度は畜産物の安定的な生産のため国が実施すべき対策であり、必要に応じて国に要望を行いたい。</p>
⑩ チーズ向け原料乳の高品質化やコスト低減に向けた取り組み等について、継続的かつ十分な支援を講じること。	<p>国の国産チーズに対する支援策を有効に活用していただきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪産地パワーアップ事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金については、中小規模の生産者・産地を含め、意欲あるすべての生産者等が取り組むことができるような制度に拡充すること。</p>	<p>産地生産基盤パワーアップ事業や強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、必要に応じ、予算措置、要件緩和等を国に要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月臨時補正】産地生産基盤パワーアップ事業 220,000千円 ・強い農業・担い手づくり総合対策事業 244,650千円
<p>⑫果樹産地尾収益力向上と生産基盤強化をはかるため、基盤整備、省力樹形等への改植・新植と必要な支柱等の資材の導入、未収益期間の収入確保等について、一体的な支援を講じること。また、JAの行う園地リースの取り組みについても対象とすること。</p>	<p>鳥取梨生産振興事業では収益力が高い「新甘泉」「王秋」を特別対策品種に位置づけて生産基盤の強化を進めており、その他の品種においても、ジョイント栽培等の省力樹形への新・改植に必要な支援を行う。未収益期間についても同事業の育成促進対策や国の果樹未収益期間支援対策で支援を行っている。また、JAが実施主体となり園地整備することでリースの取り組みは可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取梨生産振興事業（ジョイント栽培拡大事業ほか）148,019千円
<p>⑬国産野菜の安定供給と野菜経営の安定をはかるため、野菜価格安定制度を維持・充実させ、そのための十分な予算を確保すること。また、供給過剰時に指定産地における円滑な出荷調整・隔離を可能とするよう、緊急需要調整の運用改善を行うこと。</p>	<p>「野菜価格安定対策制度」については、令和2年度も引き続き予算措置される見込みであり、県も連携して引き続き対応したい。緊急需要調整事業については、農業団体等の意向を踏まえ、必要に応じて国等に要望していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定対策事業 36,996千円
<p>⑭国産青果物価格の暴騰・暴落を防止する観点から、中間貯蔵施設の整備等により中間事業者の供給調整能力を高めるとともに、加工・業務用仕分けの余剰作付分の処理を支援する対策を創設すること。</p>	<p>国は令和2年度予算「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の中で、新たに「新たな生産事業モデルの確立」タイプの創設（国直接採択事業）を検討している。具体的な要望を伺ったうえで、必要に応じて事業活用等を検討したい。</p>
<p>⑮施設園芸の燃油高騰対策について、燃油価格上昇が続く局面に対応できるよう、発動基準の柔軟化や特例措置の拡充などの見直しを行うとともに、持続可能な安定的な経営を実現するため、支援を恒久化すること。</p>	<p>燃油価格が一定の基準を上回った場合、あらかじめ国と農家が積み立てた資金から基準額との差額を補填金として交付されるため、本県も引き続き支援できる体制を継続したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹等経営安定資金利子助成事業 865千円
<p>⑯農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、日本型直接支払について十分な予算を確保すること。</p>	<p>当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金事業（多面的機能支払交付金） 846,867千円 ・農地を守る直接支払事業（中山間地域等直接支払交付金） 852,712千円 ・環境保全型農業直接支払対策事業（環境保全型農業直接支払交付金） 27,256千円
<p>⑰中山間地域の様々な特色を活かした農業や地域活動など、中山間地域の取り組みに対する重点的支援を講じること。</p>	<p>昨年10月に「豊かなむらづくり全国表彰」で農林水産大臣賞を受賞した八頭町日田集落の先進事例を参考に、農業団体や市町村等と連携を図りながら、中山間地域の特色を活かした各種取組を支援していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑱農業・農村等の理解拡大、国産農畜産物の消費拡大に向けて、官民挙げた取り組みを強化するとともに、取り組みに対して十分な支援を講じること。</p>	<p>首都圏等の高級ホテル、レストラン、百貨店等と連携した鳥取和牛フェア等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業 40,000千円 ・食のみやこ鳥取県推進事業（発見・体験「食のみやこ」推進事業）22,358千円 ・食のみやこ鳥取県推進事業（魅力ある食づくり事業）4,275千円 ・食のみやこ鳥取米消費拡大事業 1,635千円
<p>⑲鳥獣被害を更に減少させるため、捕獲等の担い手の確保・技能向上に向けた支援、捕獲活動に対する直接支援、ICT等を活用した最新技術・機器の導入など、鳥獣被害対策にかかる十分な支援を講じること。</p>	<p>有害鳥獣被害を防止するための侵入防止柵の整備や捕獲活動に対する支援、ICTを活用した罠に対する助成等総合的な支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害総合対策事業 218,351千円 <p>狩猟の担い手育成のため、狩猟免許取得のための事前講習会の実施、免許取得経費等の助成、ハンター養成スクールの運営、射撃練習奨励金の支給等の支援を実施する。また、免許取得経費等の助成について、助成対象年齢制限を撤廃する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲者確保環境整備事業 11,843千円
<p>⑳障害者の農業への就労等を通じての自立支援を後押しするため、地域の実情に応じた、農福連携の促進にかかる支援を継続・充実させること。</p>	<p>障害福祉サービス事業所や一般企業における農福連携の取組が更に進むよう、農福連携コーディネーターの増員など支援体制を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携推進事業 12,938千円
<p>㉑農林漁業関係団体と商工業関連団体が連携・協力して実践する、販路開拓、観光振興、地域コミュニティの維持発展に向けた取り組みに対する支援を講じること。</p>	<p>県内の農林水産業団体が実施する県内外への販路開拓等に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取県推進事業（おいしい鳥取PR推進事業）（食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金）22,000千円 ・6次化・農商工連携支援事業 58,293千円
<p>㉒都市農業振興基本法の理念をふまえ、生産緑地制度や都市農業貸借円滑化法等の各種制度の活用を促進するとともに、都市農業の多様な機能発揮に資する支援を講じること。</p>	<p>都市農業の多様な機能発揮等に向けて有効と思われる取組があれば、農業団体や市町村等と一緒に考えていきたい。</p>
<p>㉓自然災害が頻発化し、農業に深刻な被害が生じる中で、各被災地の復旧・復興に向けて、地域・品目等の実態をふまえた息の長い支援を講じるとともに、災害に強い農業づくりに向けた支援を拡充すること。</p>	<p>各被災地の復旧・復興の進捗等を注視しながら、JAグループ鳥取の意見等も踏まえて、適切に対応していく。</p>
<p>㉔県下3JAの既存の営農関連利用施設（カントリーエレベーター、ライスセンター、米倉庫など）は老朽化が進んでいる。既存設備の保守点検、補修工事に対する経費も高額であるが、利用する生産者の負担を増加させるわけにはいきません。施設の機能向上支援を具体化し、生産者負担を軽減できる支援事業を創設すること。国庫事業で対応できない部分を県事業として補完する制度をつくること。施設改修費への支援制度を創設すること。</p>	<p>施設再編や必要な施設や設備の見極めを行うための総合コンサルタントに係る研究会の設置や長寿命化に係る点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀施設長寿命化等対策推進事業 3,940千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②⑤ 星空舞の生産対策と販売対策の充実にむけて、引き続き県が支援すること。具体的には、生産者と一体となった生産対策の実施、現地試験の検証による早期の技術の確立、試験結果を踏まえた「栽培技術研修会」「米作り研修会」の開催、令和2年度産栽培指導指針・栽培歴の作成、統一パッケージ等の活用による早期のブランド化、関西や首都圏におけるメディア発信の実施、継続的な試食販売等の実施、取扱販売店の固定客確保対策、学校給食等の活用、県内の消費拡大（特に県内での子どもや保護者へのPRに向け、試食宣伝・イベント等の事業費の拡大）を支援すること。</p>	<p>「星空舞」ブランド化推進協議会では、生産者と一体となり生産対策、販売対策を行っており、必要な予算は当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培技術の現地試験等を実施し、その結果等を踏まえて栽培指導指針の改定を行った。 ・令和2年2月に計画している「米づくり研修会」等により、生産者への普及を図ることとしている。 ・統一パッケージを活用したブランドイメージの定着、首都圏や関西圏での情報発信による全国的な認知度向上対策に取り組む。 ・全農ととりが行う試食販売や販路拡大への支援のほか、新たに県内JA・米卸等が実施する販売促進活動に対しての支援を行う。 ・県内での消費拡大及び認知度向上には、食育授業と併せて学校給食へ提供し子どもたちに食べておいしさを知ってもらうことは重要であるため、定期的に学校給食で提供する日を設けるなど、関係者と協議する。 <p>・「星空舞」ブランド化推進事業 24,644千円</p>
<p>②⑥ ビニルハウスなどの廃プラスチックの処理費（リサイクル処理費用）を一部助成すること。またバイオプラスチック（生分解マルチ）の研究・普及・促進をはかるための支援策を講じること。</p>	<p>処理経費の単純助成は考えていないが、JAや外部有識者、県等で構成する「農業用廃プラスチック等適正処理対策推進協議会（仮称）」を設け、代替新資材（生分解性マルチ等）活用の研究を行うなど、対策について検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用廃プラスチック等適正処理対策推進事業 1,116千円
<p>②⑦ 国府町のぶどう栽培は、最盛期の昭和57年には約14haの栽培面積で、販売額は1億円を達成しましたが、現在は生産者の高齢化や施設の老朽化で、栽培面積は約3haまで減少している。しかし国府果樹部の意向調査では、1ha増産の希望が出ており、高騰している資材費への支援をおこなうこと。具体的には、需要の高い盆前出荷と病害虫発生の抑制のためのハウス・雨除けトンネル施設、灌水設備等への支援、安定栽培と作業の省力化につながる根域制限設備・乗用モア・管理機等への支援、今後「万葉のしずく」としてブランド力を高めていこうとしている国府の主力品種である巨峰・ピオーネ、シャインマスカット及び将来を見据えたその他有望な新品種の植栽にかかる苗木及び資材等への支援をすること。</p>	<p>国府ぶどうの1haの面積拡大に必要なハウス施設、機械、資材等は、国の「産地生産基盤パワーアップ事業」の活用に向けて、関係機関で協議を進めており、併せて低コストハウス仕様の開発を進め「鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業」の活用についても検討する。</p> <p>巨峰・ピオーネ、シャインマスカット等の植栽にかかる苗木及び資材等への支援については、国の果樹経営支援対策事業及び県の鳥取柿ぶどう生産振興事業で支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月臨時補正】鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業の内数 25,499千円 ・鳥取柿ぶどう生産振興事業 46,826千円
<p>②⑧ 鳥取県育種品種の苺「とっておき」は、デビューから3年が経過し、消費者から評価はあがり、今後は産地化への取り組みが急がれるところである。しかし、県育種品種に対し単県事業として取り組みがない品目は苺のみとなっている。苺団地化をすすめるための、単県事業を創設すること。</p>	<p>県育成品種「とっておき」の推進については、単県事業（新規）により推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策事業 27,372千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑳「鳥取二十世紀梨ブランド」を維持するため、要望が出ている路地二十世紀梨をハウス栽培への転換ができるよう、ハウス建設支援を鳥取梨生産振興事業のメニューに追加すること。(果樹・園芸を通して「ハウス建設事業」の取り組みがない品目が「梨」であるため、事業の要綱要領に組み込むこと。)</p>	<p>「鳥取二十世紀梨ブランド」の維持に向けて、今年度、農業団体、鳥取大学、県等関係機関で「未来へつなぐ とっとり梨生産振興プラン」の策定を進めている。この中でハウス栽培も含めた「二十世紀」の重要性と支援の必要性について意見が一致しており、ハウス施設整備に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取梨生産振興事業（「二十世紀」再興特別対策事業） 60,300千円
<p>㉑自然環境を含む地域保全や集落内の営農活動を基盤とする集落営農組織の特性を鑑み、継続的・安定的な集落営農を今後10年程度継続することや、環境を含む地域保全等を条件とし、規模拡大を伴わない場合においても、機械設備の再取得可能となるよう県事業要件の緩和をすること。同型の性能を有する機械設備でも、地域の営農条件を考慮した選択ができるよう県事業要件を緩和すること。「がんばる農家支援事業」の規模拡大要件を廃止すること。</p>	<p>がんばる農家プラン事業の2回目以降の要件については、規模拡大だけでなく、付加価値の増加を新たな選択肢として追加する。</p> <p>また、集落営農組織を将来にわたって維持、継承していくための後継者確保、畦畔管理の省力化などの取組等に対する新たな支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農体制強化支援事業 37,370千円
<p>㉒災害時には製品の製造、県外への送乳がままならないことが想定され、貯留量を確保するため、60t生乳貯留タンク（サイロタンク）の導入を支援すること。</p>	<p>当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードビジネス拡大支援事業 19,900千円
<p>【鳥取県森林組合連合会関連】 ①森林クラウドシステムの運用方法について、市町と事業体で円滑な活用ができるよう、県が十分なサポートをすること。</p>	<p>県は、これまでの森林クラウドシステム活用研修に加え、航空レーザー計測の進展を踏まえ、これらのデータを自在に活用して、高精度な森林経営計画や効率的な森林施業計画が立案できるスマート林業技術者を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート林業実践事業 191,877千円
<p>②鳥取県森林クラウドシステムにおいて、森林簿や林地台帳等のデータ更新が遅れているため、システムを充実すること。また航空レーザー計測の早期実施について、林業関係だけでなく、生活環境部・県土整備部等総合的に予算化し、県全体で活用できるようにすること。</p>	<p>森林簿の更新は、県が、5年毎に実施しているほか、林地台帳の更新は、市町村が、毎年実施するよう指導されており、これらの更新情報は、クラウドシステムを通じて都度提供する。また、航空レーザー計測は、早期実施に向けて引き続き国に働きかけるとともに、林業分野以外での予算化等についても検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月臨時補正】林業・木材産業強化総合対策事業（航空レーザー計測） 75,000千円 ・スマート林業実践事業（航空レーザー計測事業） 177,140千円
<p>③今後、主伐・再生林の増加が見込まれることから、早生樹であるコウヨウザンを植栽することにより育林経費を抑えることができ、また早期収穫できることから所有者の理解が得られやすくなる。コウヨウザン植栽を造林事業の対象とすること。(広島県では認めている)。</p>	<p>令和2年度上期に、コウヨウザン植栽を造林事業の対象とする外国産樹種承認が得られるよう、令和元年度中に林野庁へ申請する方向で調整中である。</p>
<p>④最近の猛暑の中での下刈りは能率が著しく低下するため、下刈り標準単価をアップすること。(一部組合では、7月から8月の下刈り機関は、熱中症等から技能員を守るため、勤務時間を午前5時～正午：実働6時間としている)。</p>	<p>下刈りの標準単価は、国の定める作業工程に基づき設定することとされている。国において、標準的な工程の整備に向けた検討を行うため、例年工程分析調査の依頼がなされており、現場実態が適正に作業工程に反映されるよう、調査への協力を関係団体に働きかけていきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤同じ造林事業でも、予算区分によって、非常に制約が多すぎて活用しにくいものがある。(本年度は補正予算分がこれに該当)。当初予算の十分な確保をすること。また事後申請に切り替わって以来、一部を除き、事業体としての予算額が不明な状況が続いており、いくら使えるかが不明な状態で事業に取り組んでいる。改善をすること。	予算確保については、引き続き国へ要望していきたい。 事前申請であれば、申請書提出のために配分額を知らせる必要があったが、双方の事務簡素化を目的に事後申請へと切り替わった経緯がある。予算状況周知については、適宜、各地方事務所を通じて丁寧な説明に努めていきたい。 ・造林事業 890, 871千円
⑥少子高齢化や働き方改革による年次有給休暇の取得等により、担い手確保にかかる費用が増加しつつある。これらの増加費用にあわせて、造林事業基本単価及び各諸費用も増額すること。	造林事業の標準単価及び諸経費は、国の定める作業工程等に基づき設定することとされており、現場実態が適正に反映されるよう、国の工程分析調査への協力を関係団体に働きかけていきたい。
⑦森林経営計画の認定を受けた森林で行う全施業種(新植等)について、補助率のかさ上げをすること。また、若齢及び下刈り後の未整備森林が多いため、除伐と保育間伐にかかる標準単価の見直し(増額)をすること。	造林事業の補助率の嵩上げは、今後とも県内実態を把握しながら検討していきたい。 除伐及び保育間伐の標準単価は、国の定める作業工程に基づき設定しており、現場実態が適正に単価へ設定されるよう、例年行われる林野庁の工程分析調査への協力を関係団体に働きかけていきたい。
⑧造林事業について、急峻かつ遠隔な地域から森林整備の要望があった場合、要件となる搬出量の確保が難しく放置森林となる。造林事業にかかる7例級以上での切捨間伐5ヘクタール、10㎡以上搬出量確保の要件緩和をすること。また、病虫害防除事業でのナラ枯れトラップ作業について、トラップを仕掛けた箇所被害が拡大していると思われることから、ナラ枯れトラップ作業を一時中止し、様子を観察すること。	急峻かつ遠隔等の理由により搬出間伐が困難である森林については、林業専用道等の基盤整備などに対して支援していきたい。 トラップは、前年度の被害木の状況、モニタリング調査結果に基づき、カシナガの生息密度が高く、被害が拡大しているところに設置している。被害先端地域などにおいては、生息状況等を確認しながら、慎重に設置箇所を検討していきたい。 ・ナラ枯れ対策事業 71, 017千円
⑨豊富な森林資源を循環利用する主伐・再造林をするためには、再造林に対する所有者の負担軽減は不可欠である。造林事業における、再造林に対する補助率を樹種に関係なく90%にすること。	補助率の嵩上げについては、再造林にかかる植栽及び下刈り等の保育作業について、植栽樹種に関わらず90%までとするよう、当初予算に計上することとする。 ・皆伐再造林推進事業 14, 000千円
⑩主伐・再造林を行う際に必要となる苗木の確保が困難なため、県内におけるコンテナ苗増産体制を整備すること。(林業試験場における少花粉スギ・ヒノキにかかるコンテナ苗の研究開発及び増産体制の確立)。また現状では、要望があっても予算の都合上、施業ができない場合があるため、農山漁村地域整備交付金(花粉発生源対策)の予算増額をすること。	再造林に必要な苗木の確保は、技術的支援に加え、苗木生産者等が行うコンテナ苗木の生産施設整備支援など、再造林に必要な苗木の確保に向けて引き続き取り組んでいきたい。農山漁村地域整備交付金の確保については、引き続き国へ要望していく。
⑪森林所有者が再造林、保育事業(雪おこし・下刈り)に係る経費負担のないよう、国・県の補助額のかさ上げをすること。	国への働きかけを検討していきたい。 また、再造林にかかる植栽及び下刈り等の保育作業に係る補助率を、植栽樹種に関わらず90%までとするよう、県費嵩上げについて、見直しを行う。 ・皆伐再造林推進事業 14, 000千円
⑫県独自の間伐材搬出等事業により本県の間伐が増大し、効果を上げている。見直し中の中期ビジョンを力強いものとするためにも、事業の継続と、単価アップをすること。	搬出間伐を推進するため、搬出間伐材搬出等の事業を継続する。 ・間伐材搬出等事業 661, 479千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑬林道に関する技術者を保有する県または市町での林業専用道の整備をすること。</p>	<p>地方公共団体による林業専用道の整備については、今後とも公共性、路網配置、規模、事業効果等を総合的に勘案し、必要に応じて県又は市町で実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月臨時補正】【県営】森林環境保全整備林道事業（富海福山線） 100,000千円 ・【県営】森林環境保全整備林道事業（富海福山線） 100,000千円 ・【団体営】森林環境保全整備林道事業（宇波竹之下線） 40,150千円
<p>⑭令和元年度から、林業専用道は上限単価27000円/延と制度改正されたが、急峻な地形の多い本県では、それでは開設できない路線が多くあり、更に制度改正に係る令和元年度の補正予算は単年度限りと聞いている。林業専用道を継続して開設するため、鳥取県も他県同様に、地方公共団体を事業主体とすること。そのことを通じて、市町村にも呼びかけをすること。</p>	<p>林業専用道の整備については、施業地の奥地化に対応するため、今回更なる見直しを行う。</p> <p>地方公共団体による林業専用道の整備については、今後とも公共性、路網配置、規模、事業効果等を総合的に勘案し、必要に応じて県又は市町で実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月臨時補正】【県営】森林環境保全整備林道事業（富海福山線） 100,000千円 ・【県営】森林環境保全整備林道事業（富海福山線） 100,000千円 ・【団体営】森林環境保全整備林道事業（宇波竹之下線） 40,150千円 ・路網整備推進事業 533,239千円
<p>⑮路網整備をすすめ、広い施業範囲の用材を効率よく運搬するため、林業専用道整備にかかる補助事業の継続と予算確保をはかること。</p>	<p>林業専用道の開設に係る予算を2月臨時補正、当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月臨時補正】林業・木材産業強化総合対策事業（路網整備） 91,097千円 ・路網整備推進事業 533,239千円
<p>⑯林道専用道開設経費のうち、国庫補助額を超える部分に対し、助成かさ上げをすること。</p>	<p>林業専用道の整備については、施業地の奥地化に対応するため、今回更なる見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路網整備推進事業 533,239千円
<p>⑰既設林道・作業道・アクセス道の修繕にたいし、整備助成を創設すること。</p>	<p>関係者から具体的な実情を聞きながら、既存事業で対応できない部分について支援のあり方を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかり守る農林基盤交付金 210,000千円 ・路網整備推進事業 533,239千円
<p>⑱森林整備地域活動支援交付金を活用した既設作業道の点検・草刈り・水路掃除・路面補修等の維持管理が、制度改正で、通常の維持管理ができなくなった。昨今の異常気象により、路面の洗掘、路肩の崩壊等が見受けられることから、従来の草刈り等を含めた作業道等の点検・維持管理ができるようにすること。幅員2メートル程度の舗装農道が整備されているが、目前の施業地への作業道開設を阻み、地形上迂回路の開設が困難となり、高性能林業機械による低コスト化の妨げとなっている。搬出路となる農道の拡幅改修と林業専用道の補強・新設を含めた事業を新設すること。昨今の災害による林専用道及び作業道の補強を行うため、補強に関わる業者が建設業に限る項目の廃止、専用道事業費の10%以内の事業費項目の廃止をすること。</p>	<p>関係者から具体的な実情を聞きながら、既存事業で対応できない部分について支援のあり方を検討していく。</p> <p>農道の拡張については、農道管理者に相談していただきたい。</p> <p>補強に関する工事は自力での施工が可能である。</p> <p>補強に係る上限（10%）の引上げについては、国に要望している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
⑱単県の高性能林業機械リース支援は、年々予算額が減少している。森林整備事業で使用するリース機・レンタル機の数も多く、十分な予算を確保すること。	<p>県単の高性能林業機械リース等に係る予算については、要望等を踏まえて当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト林業機械リース等支援事業（県単事業） 73,054千円
⑳間伐現場の奥地化に伴い、森林作業道での搬出距離が長くなるケースが増加している。運搬車をフォワーダーから4WDトラックにかえ、それによる中出しが増えることが予想される。高性能林業機械購入の補助対象に小型トラックを含めること。また森林が高齢化し、林業機械の大型化が必要となるため、高性能機械購入に係る支援事業を継続すること。	<p>間伐現場の奥地化に伴う小型トラックの導入について助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト林業機械リース等支援事業（県単事業） 73,054千円
㉑公共建築物等に森林認証材を活用すること。住宅を新築・リフォームする場合、県産材助成制度に加え、森林認証材の利用に係る上乗せ助成をすること。農業施設等への県産材活用助成の復活と森林認証材の利用にかかる上乗せ助成をすること。	<p>公共建築物における県産材の活用については、「鳥取県産材産地証明制度」の認証を受けた材料を使用している。森林認証材については、県内の事業者における森林認証の取得状況が限定的であるため、現時点では活用していない状況である。今後の県内事業者の森林認証取得状況を見ながら活用を検討したい。</p> <p>森林認証材は原木市場から工務店に至る各事業体でC o C 認証の取得が必要だが、まだ県内にC o C 認証を持つ木材間屋、プレカット工場、工務店がないことから、今後事業者のC o C 認証の取得が進み、森林認証材の供給体制が整うような状況になれば助成を検討したい。なお、農業施設等への支援については、既存事業の活用を検討していただきたい。</p>
㉒現行のとっとり住まいる支援事業は、助成対象が、住宅の新築・増改築等に限定されているが、木材自給率50%達成と国内材需要拡大のため、助成対象を倉庫・車庫・店舗等に拡充すること。また森林認証材を使用した場合の助成制度の新設、認証材普及のための中小工務店に対するC o C 認証取得助成制度の新設をすること。	<p>県産材需要拡大のため、とっとり住まいる支援事業において、内装木質化への新たな支援事業を設けるとともに、新たに非住宅建築物の木造化への支援事業を創設する。C o C 認証取得への支援については、関係者から具体的な実情を聞きながら検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材利用促進に向けた非住宅建築モデル推進事業 10,699千円
㉓鳥取県では県産材の利用促進をはかるため、県産材利用指針を制定し対応している。その趣旨を徹底するため、条例化を検討すること。	<p>本県には、県の責務、事業者の役割等を明らかにし、県内の経済の発展等を目的とした産業振興条例があり、また、県産材の利用促進については、鳥取県産材利用促進指針に掲げる取組で成果を上げていることから、引き続きこれらの制度に沿った取組を進めていきたい。</p>
㉔県版緑の雇用は、安全向上対策費以外で普段の作業に使用する資材（作業服、ベルト、スパイク長靴など）購入を助成すること。	<p>国の緑の雇用緊急支援事業では対象となっているため、活用をお願いしたい。</p>
㉕木材運搬等効率改善事業を継続すること。	<p>当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業（木材運搬等効率改善事業） 1,350千円
㉖鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業の社会保険料掛金助成事業を、継続すること。	<p>当初予算に計上することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業（社会保険料掛金助成事業） 7,853千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②⑦ 林業現場では、労働災害、自然災害、鳥獣災害等多岐にわたる重大災害が発生する恐れがある。緊急連絡のため、携帯電話に係るアンテナ等を設置し、携帯電話等不通地帯を解消すること。</p>	<p>携帯電話用基地局施設の整備には、国及び県では不感地区解消事業を行う市町村に対する補助制度があり、実施主体は市町村となるので、県としても必要に応じて一緒になって働きかけをする。なお、不通地帯での早急な交信に対応できる衛星電話の導入の支援制度もあるので利用していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業（安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成） 3, 679千円
<p>②⑧ 森林整備担い手育成対策事業にかかる、チェーンソー防護衣等の助成措置は、現在1人あたり1回の助成となっているが、高価な物であることから、耐用年数等を考慮した助成とすること。（耐用年数2年）。</p>	<p>緑の雇用支援事業の対象であって林業事業体に就業4年目から5年目の者に対しては2回支援するよう見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業（安全・安心を確保するための装備・器具等購入費助成） 3, 604千円
<p>②⑨ 鳥取県木育推進事業を継続し、小学校等における森林教育・植樹活動等にかかる経費も補助対象とすること。また補助事業を活用して施設整備等を行う場合、要綱・要領等においては費用対効果の面から生産性の向上を伴うこととされているが、ハードルが高いため、「現状維持」も認めるよう、改正すること。</p>	<p>木育の推進については、当初予算に計上することとする。また、小学校等における森林教育・植樹活動等については、森林環境保全税を活用した支援を行うほか、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会においても緑の募金を活用した支援を行う。</p> <p>なお、補助事業による施設整備等は、支援の前提として、生産性の向上等を目的としていることを御理解いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「木づかいの国とっとり」木育・県産材活用推進事業 5, 123千円 ・とっとり環境の森づくり事業（林業振興費） 96, 911千円
<p>【鳥取県漁業協同組合関連】</p> <p>① 栽培漁業ビジネスプラン推進事業、放流用種苗支援事業、美保湾ヒラメ試験放流サポート、藻場造成調査、キジハタ栽培漁業実用化支援業、岩盤清掃機器及び食害対策器の実証調査支援、国事業水産多面的機能発揮事業に係る県支援、養殖漁業研究事業、放流経費の上乗支援を継続すること。</p>	<p>事業を継続する。なお、イワガキ岩盤清掃実証事業については、支援を希望する地区があれば予算措置に向けて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放流用種苗支援事業 14, 690千円 ・沿岸漁業研究事業 5, 486千円 ・藻場造成対策事業 1, 383千円 ・栽培漁業研究事業 7, 131千円 ・鳥取県水産多面機能発揮対策事業 805千円 ・養殖漁業研究事業 11, 765千円
<p>② 栽培漁業研究事業では、「大山ブランド化への科学的根拠づくり」「アカモク再瀬員拡大に向けた技術開発」に取り組むこと。</p>	<p>水産物の大山ブランド化やアカモク生産拡大に向けた技術開発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖漁業研究事業 11, 765千円
<p>③ 災害対策事業（有害生物発生に対する駆除活動支援、台風による各地区沿岸部の磯場漁場回復、漁具等の支援）の継続と、漁業操業におけるサメ対策を新設すること。</p>	<p>漁場環境保全対策の継続及びサメ対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境保全事業 2, 900千円（磯場資源回復緊急事業816千円、有害生物駆除支援初動対応事業900千円、漁具破損被害抑制事業（サメ対策）500千円）
<p>④ 沖合漁船支援事業、沖合底引き網漁業生産体制存続事業、県産魚の消費拡大対策事業（県産魚出荷技術改良試験）、漁場環境整備事業、漁村の活性化事業を継続すること。</p>	<p>沖合底引き網漁船の代船建造経費等への継続支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合漁船支援事業 23, 557千円 ・県産魚出荷技術改良試験 797千円 ・フロンティア漁場整備事業負担金 35, 734千円 ・浜に活！漁村の活力再生プロジェクト 2, 260千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑤がんばる漁業者支援事業（省エネ等経営改善に資する機関・機器への転換）を継続し、充実すること。	沿岸漁業者等が行う省エネ等経営改善に資する漁船用機器の購入等に必要な経費に対する継続支援を行う。 ・がんばる漁業者支援事業 14,581千円
⑥漁業就業者確保対策事業を継続し、指導者と研修生が第3親等に当たる場合の支援内容を見直し（赴任旅費、移住定住準備費、住居・通勤手当を対象とする）すること。	3親等以内の親族が指導する場合であっても、生計が異なる場合は住居・通勤手当等の補助対象となるよう、制度見直しを行う。 ・漁業就業者確保対策事業 81,701千円
⑦漁港・漁港施設整備事業（港湾維持管理費、砂の堆積調査・研究・試験の実施、海岸侵食の重点的な対策：特に白兔～浜村、港湾・海浜などの大量の漂着物の処分、港内の静穏調査：特に鳥取賀露港）を継続すること。	砂の堆積が課題となっている漁港の酒津漁港、船磯漁港、夏泊漁港、皆生漁港においては、管理者である鳥取市、米子市によって堆砂シミュレーション及び対策の検討が行われており、その結果を踏まえ、管理者と協議しながら補助事業により対策が行えるよう国へ要望していく。 海岸侵食の対策については、引き続き侵食状況を観測しながら、サンドリサイクル実施について検討する。 海岸等の漂着物の処分については、これまでも県や市町村で対応してきたところであり、引き続き実施する。 鳥取港の静穏度不足については、平成30年度から抜本的対策の技術的検討を開始しており、港湾計画改訂において引き続き検討を進める。
⑧漁業共済（日韓漁業対策費、漁業共済掛金軽減事業）を継続すること。	日韓暫定水域（EEZ）の設定に伴い水揚げの減少が予想される漁業者等が漁業共済組合に支払う漁業共済掛金への一定割合の継続助成を行う。 ・日韓漁業対策費 6,920千円
【境港水産振興協会関連】 境港お魚ガイド活動支援事業費補助金を、昨年度並みで継続すること。	専門ガイドによる境漁港見学ツアー及び各種魚食普及活動等への継続支援を行う。 ・境港市場お魚PR事業 4,117千円
【鳥取県商工会連合会関連】 ①小規模事業者等経営支援交付金を継続・拡充すること。今回特に、小規模事業者支援法改正で設置が必須となった法定経営指導員を中心に、全18商工会が「第2期経営発達支援計画」および「事業継続力強化支援計画」を策定し、国・県の計画認定を受けて事業実施をする予定であるため、「経営指導員の法定化に伴う支援体制強化分の増額」、「経営発達支援計画・事業継続力計画支援に係る事業費」の充実・追加を要望する。 ②平成28年度商工会会員アンケートでは、約7割の事業者が後継者不在・未定と、深刻な状況である。事業承継対策交付金を継続実施すること。 ③創業・起業支援対策交付金を継続実施すること。 ④販路開拓・需要創出対策交付金を継続・拡充すること。 ⑤中小企業診断士養成コースの派遣交付金を継続すること。	鳥取県商工会連合会関連の要望5項目については、いずれも小規模事業者等経営支援交付金で支援する。 （①小規模事業者支援法の改正に伴う計画策定・実行、②事業承継、③創業・起業、④販路開拓・需要創出、⑤職員の資質向上については、いずれも小規模事業者等経営支援交付金の支援メニューにより対応） ・小規模事業者等経営支援交付金（商工会・商工会連合会、商工会議所） 873,137千円 （うち、商工会・商工会連合会分 599,913千円）

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>【鳥取県信用保証協会関連】 信用保証料負担軽減補助金を継続すること。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助を実施する。 ・信用保証料負担軽減補助金 342,829千円</p>